

令和3年8月23日(月)

特別研修会(改正税法研修会)資料

令和3年度の税制改正を中心として

講師

税理士 なか むら よし み
中 村 慈 美 氏

東京税理士会 麹町支部

I 令和3年度税制改正概要

令和3年度税制改正の大綱の概要

(令和2年12月21日 閣議決定)

ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置を創設するとともに、こうした投資等を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限の特例を設ける。また、中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促す措置を創設する。加えて、家計の暮らしと民需を下支えするため、固定資産税の評価替えへの対応、住宅ローン控除の特例の延長等を行う。具体的には、次のとおり税制改正を行うものとする。

個人所得課税

- **住宅ローン控除の特例の延長等**
 - ・控除期間13年の特例の適用期限を延長し、令和4年末までの入居者を対象とするとともに、この延長した部分に限り、合計所得金額1,000万円以下の者について面積要件を緩和する(50㎡以上→40㎡以上)。
 - ・この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。
- **セルフメディケーション税制の見直し**
 - ・対象をより効果的なものに重点化し、手続を簡素化した上で5年延長する。
- **国や地方自治体の実施する子育てに係る助成等の非課税措置**
 - ・国や自治体からの子育てに係る助成(ベビーシッター・認可外保育施設の利用料等)について、子育て支援の観点から、非課税とする措置を講ずる。
- **退職所得課税の適正化**
 - ・勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金についても、雇用の流動化等に配慮し、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分について2分の1課税を適用しない。

資産課税

- **国際金融都市に向けた税制上の措置**
 - ・就労等のために日本に居住する外国人が死亡した際、その居住期間にかかわらず、外国に居住する家族等が相続により取得する国外財産を相続税の課税対象としない。
- **住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡充**
 - ・非課税枠(1,500万円/令和3年4月以降縮小)を令和3年末まで据え置く(面積要件について、住宅ローン控除と同様の措置を講ずる)。
- **教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し**
 - ・節税的な利用を防止する観点から、受贈者が贈与者の孫等である場合の贈与者死亡時の残高に係る相続税額への2割加算の適用等、所要の見直しを行った上、適用期限を2年延長する。
- **土地に係る固定資産税等の負担調整措置**
 - ・宅地等及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続する。
 - ・その上で、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずる。

法人課税

○ 産業競争力強化に係る措置

- デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制の創設

・「つながる」デジタル環境の構築（クラウド化等）による事業変革を行う場合に、税額控除（5%・3%）又は特別償却（30%）ができる措置を創設する。

- カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設

・カーボンニュートラルに向け、脱炭素化効果の高い先進的な投資（化合物パワー半導体等の生産設備への投資、生産プロセスの脱炭素化を進める投資）について、税額控除（10%・5%）又は特別償却（50%）ができる措置を創設する。

- 活発な研究開発を維持するための研究開発税制の見直し

・厳しい経営環境にあっても研究開発投資を増加させる企業の税額控除の上限を引き上げる（現行：25%→30%）とともに、インセンティブを高めるための控除率カーブの見直し及び控除率の下限の引下げ（現行：6%→2%）を行う。

・クラウド環境で提供するソフトウェアなどの試験研究に要した費用について、研究開発税制の対象とするほか、所要の見直しを行う。

- コロナ禍を踏まえた賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し

・雇用環境の悪化に対応するため、新規雇用拡大・教育訓練支援に着目した形に見直しを行う。

- 繰越欠損金の控除上限の特例

・コロナ禍の厳しい経営環境の中、赤字であっても果敢に前向きな投資（※）を行う企業に対し、その投資額の範囲内で、最大5年間、繰越欠損金の控除限度額を最大100%（現行：所得の金額の50%）とする特例を創設する。

（※）カーボンニュートラル、DX、事業再構築・再編等

○ 株式対価M&Aを促進するための措置の創設

・自社株式を対価として、対象会社株主から対象会社株式を取得するM&Aについて、対象会社株主の譲渡損益に対する課税を繰り延べる措置を講ずる。

○ 国際金融都市に向けた税制上の措置

・投資運用業を主業とする非上場の非同族会社等の役員に対し支払われる業績連動給与について、一定の要件の下、損金算入を可能とする。

○ 中小企業の支援

- 中小企業向け投資促進税制等の延長

・中小企業者等の法人税の軽減税率の特例及び中小企業投資促進税制等を延長するとともに、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象業種を中小企業投資促進税制に統合する。

- 所得拡大促進税制の見直し

・雇用者全体の給与等支給額に着目した要件に見直す。

- 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設

・M&Aを実施する中小企業者の投資リスクに備える準備金制度を創設するとともに、前向きな投資を推進するための措置等を講ずる。

消費課税

○ 車体課税

・自動車重量税のエコカー減税及び自動車税・軽自動車税の環境性能割について、新たな2030年度燃費基準の下での区分の見直し等、所要の措置を講ずる。

・環境性能割の臨時的軽減について、適用期限を9か月延長し、令和3年末までの取得を対象とする。この措置による減収については、全額国費で補填する。

・グリーン化特例（軽課）は、重点化等を行った上で2年間延長する。

○ 金密輸に対応するための消費税の仕入税額控除制度の見直し

・金又は白金の地金の課税仕入れに係る仕入税額控除の要件として保存することとされている本人確認書類のうち、一定の書類をその対象から除外する。

国際課税

○ 国際金融都市に向けた税制上の措置

・リミテッド・パートナーシップの投資家である外国組員に対する課税の特例について、持分割合要件等の見直しを行う。

東日本大震災からの復興支援のための税制

○ 復興支援のための税制上の措置

- ・福島国際研究産業都市区域の15市町村を対象とした福島イノベーション・コースト構想の推進に係る特例及び特定風評被害による経営への影響に対処するための特定事業活動に係る特例の創設等を行う。

納税環境整備

○ 税務関係書類における押印義務の見直し

- ・税務署長等に提出する国税関係書類において、実印・印鑑証明書を求めている手続等を除き、押印義務を廃止する。
(※) 地方公共団体の長に提出する地方税関係書類についても同様とする。

○ 電子帳簿等保存制度の見直し等

- ・経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、帳簿書類を電子的に保存する際の手続を抜本的に見直す。また、スキャナ保存制度については、ペーパーレス化を一層促進する観点から、手続き・要件を大幅に緩和するとともに、電子データの改ざん抑止のための措置を講ずる。

○ 地方税共通納税システムの対象税目の拡大

- ・地方税共通納税システムの対象税目について、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割を追加し、eTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）を通じた電子納付を可能とする。

○ 個人住民税の特別徴収税額通知の電子化

- ・特別徴収税額通知（納税義務者用）について、特別徴収義務者が求めた場合、市町村は、eTAX及び特別徴収義務者を經由して電子的に送付するものとする。

○ 国際的徴収回避行為への対応

- ・徴収共助の要請が可能な国に財産を所有する滞納者が行う徴収回避行為に適切に対応するため、滞納処分免脱罪及び第二次納税義務の適用対象を見直す。

関税

○ 暫定税率等の適用期限の延長等

- ・令和2年度末に適用期限の到来する暫定税率（416品目）の適用期限を1年延長する等の措置を講ずる。

○ 個別品目の関税率の見直し

- ・ポリ塩化ビニル製使い捨て手袋について、暫定税率を無税とする等の措置を講ずる。

Ⅱ 個人所得課税関係

住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）制度の見直し

(1) 特別特例取得した場合の措置

住宅の取得等で特別特例取得(注)に該当するものをした個人が、その特別特例取得をした家屋を令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合には、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除及び当該控除の控除期間の3年間延長の特例を適用できることとされました（新型コロナ税特法6の2①③）。

(注)「特別特例取得」とは、その対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合の住宅の取得等で、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める期間内にその契約が締結されているものをいう（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（新型コロナ税特法）6の2②、同令4の2①）。

- ① 居住用家屋の新築…令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間
- ② 居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは中古住宅の取得又はその者の居住の用に供する家屋の増改築等…令和2年12月1日から令和3年11月30日までの期間

(2) 床面積40㎡以上50㎡未満の家屋への適用と所得制限

上記(1)の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例は、個人が取得等をした床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅の用に供する家屋についても適用できることとされました。

ただし、床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅の用に供する家屋に係る上記(1)の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例は、その者の13年間の控除期間のうち、その年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用しないこととされました（新型コロナ税特法6の2④⑩、同令4の2②）。

(3) その他の措置

上記(1)及び(2)について、その他の要件等は、現行の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除と同様とされ、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例についても同様の措置が講じられました（新型コロナ税特法6の2⑤⑦）。

	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)	2022(R4)
【改正後】 経済対策として 控除期間13年間の 措置を延長	(10月1日) 税率引上げ(10%)		注文住宅はR2年10月から R3年9月末まで*に契約 *分譲住宅などは R2年12月から R3年11月末まで	R4年末までの入居 控除期間 13年
面積要件 ⇒ 40㎡以上 ※40㎡～50㎡は所得1,000万円以下				
コロナ特例 ※コロナを踏まえた上乗せ措置の弾力化		注文住宅は R2年9月末まで*に契約 *分譲住宅などは R2年11月末まで	R3年末までの入居 控除期間 13年	
消費税率10%引上げに伴う 反動減対策の上乗せ措置 ※控除期間13年間		R2年末までの入居 控除期間 13年		面積要件 = 50㎡以上
住宅ローン控除 ※消費税率8%への引上げ時に反動減対策として 拡充した措置	平成26年4月入居～		R3年末までの入居 控除期間 10年	

(財務省資料より)

総合課税の対象となる社債利子等の範囲の整備

同族会社が発行した社債の利子で、その同族会社の判定の基礎となる株主である法人と特殊の関係のある個人(注)及びその親族等が支払を受けるものは、総合課税の対象とされました(措法3①四)。

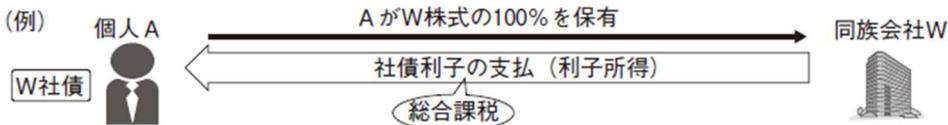
また、当該個人及びその親族等が支払を受けるその同族会社が発行した社債の償還金についても、総合課税の対象とされました(措法37の10③八)。

(注)「法人と特殊の関係のある個人」とは、法人との間に発行済株式等の50%超の保有関係がある個人等をいう(措令1の4③④)。

総合課税の対象となる社債利子等の範囲の整備（案）

現行

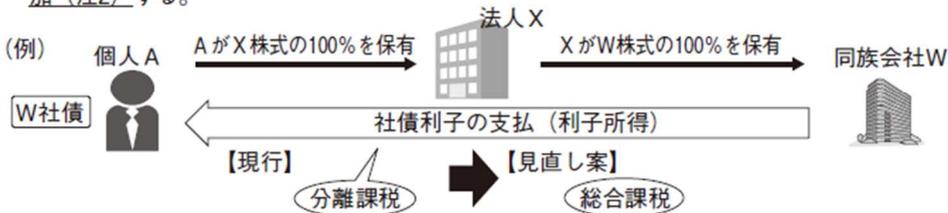
- 社債の利子は原則、利子所得として分離課税（20%）とされているが、同族会社の株主は、総合課税（最高55%）が適用される役員報酬等の分離課税への転換が容易に可能であることから、同族会社の株主が支払を受ける社債の利子については、総合課税の対象とされている（平成25年度税制改正）。



(注) 同族会社は少数株主による会社支配が可能であり、「本来総合課税が適用されるべき役員報酬等を、社債利子の形で受領することで、分離課税の対象となる利子所得に転換して税負担を軽減する」事例が見られたため、課税の適正化の観点から平成25年度税制改正において措置されたもの。具体的には、社債発行会社の社債の利子の支払を受ける株主を判定の基礎とした場合にその社債発行会社が同族会社となるときにおけるその株主等が支払を受けるその社債の利子は総合課税の対象。

見直し案

- 個人が同族会社との間に法人を介在させる場合でも、総合課税の対象となる所得の分離課税への転換が容易に可能であることから、このような場合も同様に総合課税の対象に追加（注2）する。



(注1) 同族会社の判定対象となる株主が法人である場合において、その法人の株主でその法人を支配（50%超の株式保有等）する関係にある個人は、分離課税への転換が容易であることから、総合課税の対象とするもの。

(注2) 当該個人が同族会社から支払を受ける社債の償還差益についても、上記と同様に総合課税の対象とする。

(注) 上記の見直しは、令和3年4月1日以後に支払を受けるべき利子及び償還差益について適用する。

（自民党税制調査会資料より）

セルフメディケーション税制の延長と見直し

特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について、次の措置を講じた上、その適用期限が5年（令和8年12月31日まで）延長されました（措法41の17①）。

(1) 本特例の対象となる医薬品の範囲

本特例の対象となる医薬品の範囲について、次の見直しが行われました（措法41の17②③、同26の27の2②③④）。

- ① スイッチ OTC 医薬品から、療養の給付に要する費用の適正化の効果が低いと認められるものの除外。
- ② スイッチ OTC 医薬品と同種の効能又は効果を有する要指導医薬品又は一般用医薬品（スイッチ OTC 医薬品を除く。）で、療養の給付に要する費用の適正化の効果が著しく高いと認められるもの（3薬効程度）を対象に追加。

(2) 取組関係書類の添付等の省略

健康保険法等の規定に基づき行われる健康診査等の健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行ったことを明らかにする書類（以下「取組関係書類」）については、確定申告書への添付又は確定申告書の提出の際の提示は不要とされました。

この場合において、税務署長は、確定申告期限等から5年間、当該取組関係書類の提示又は提出を求めることができることとされ、当該求めがあったときは、その適用を受ける者は、当該取組関係書類の提示又は提出をしなければならないこととされました。

なお、確定申告書の提出の際に添付すべき医薬品購入費の明細書には、その取組に関する事項を記載しなければならないこととされました（措法41の17④、所法120⑤）。

退職所得課税の適正化（短期退職手当等に係る制度）

その年中の退職手当等のうち、退職手当等の支払者の下での勤続年数が5年以下である者が当該退職手当等の支払者から当該勤続年数に対応するものとして支払を受けるものであって、特定役員退職手当等(注)に該当しないもの（以下「短期退職手当等」）に係る退職所得の金額の計算につき、短期退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については、退職所得の金額の計算上2分の1とする措置を適用しないこととされました（所法30②）。

この見直しに伴い、短期退職手当等と短期退職手当等以外の退職手当等がある場合の退職所得の金額の計算方法、退職手当等に係る源泉徴収税額の計算方法及び退職所得の源泉徴収票の記載事項等について所要の措置が講じられました（所法30⑦、201①、203①、同令69の2①③、71の2、319の3）。

(注)「特定役員退職手当等」とは、役員等勤続年数が5年以下である者が支払を受ける退職手当等のうち、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます（所法30④）。

退職所得課税の適正化（案）

- 退職金は長期間にわたる勤務の対価の一括後払いという性格をもち、一時にまとめて相当額を受給することなどを踏まえ、累進税率の適用を緩和し、税負担の平準化を図る「2分の1課税」の措置が講じられている。
 - ※ 勤続年数5年以下の法人役員等の退職金については、上記の税負担の平準化の必要性が認められないことから、「2分の1課税」の措置を適用しないこととされている。（平成24年度税制改正で措置）
- 現下の退職給付の実態を踏まえ、勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金についても、一定金額以上の部分について、2分の1課税の平準化措置の適用から除外することとする。一定金額以上の水準については、近年の雇用の流動化にも配慮し、影響を受ける対象者を限定する観点から、モデル退職金額を相当程度上回る水準とする。

【退職所得の課税方式】

他の所得と区分して次により分離課税

$$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額 (注1)}) \times \frac{1}{2} \times \text{税率 (注2)} = \text{退職所得に係る所得税額}$$

※ 勤続年数5年以下の法人役員等の退職金については、2分の1課税を適用しない（平成24年度税制改正）。

【改正案】

- 勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金については、退職所得控除額を控除した残額の300万円を超える部分について、2分の1課税を適用しないこととする。

（注） 令和4年分以後の所得税について適用



（注1） ①勤続年数20年まで→1年につき40万円、②勤続年数20年超→1年につき70万円

（注2） 課税退職所得金額の区分に応じ5%から45%までの税率が適用

（財務省資料より）

子育て助成の非課税措置

国又は地方公共団体が行う保育その他の子育てに対する助成をする事業その他これに類する一定の助成をする事業により、これらの助成を受ける者の居宅において保育その他の日常生活を営むのに必要な便宜の供与を行う業務又は認可外保育施設その他の一定の施設の利用に要する費用に充てるため給付される金品については、所得税を課さないこととされました（所法9①十六）。

【対象のイメージ】 国・自治体からの助成のうち以下のもの

- ①ベビーシッターの利用料に対する助成
 - ②認可外保育施設等の利用料に対する助成
 - ③一時預かり・病児保育などの子を預ける施設の利用料に対する助成
- ※上記の助成と一体として行われる助成についても対象
 （例：生活援助・家事支援、保育施設等の副食費・交通費等）



※令和3年分以後の所得税について適用します。

（財務省資料より）

確定拠出年金制度についての見直し

確定拠出年金法施行令の改正を前提に、確定拠出年金制度について次の見直し等が行われた後も、現行の税制上の措置が適用されます（所法75②）。

- ① 確定給付企業年金制度の加入者の企業型確定拠出年金の拠出限度額（改正前：月額2.75万円）を、月額5.5万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除した額
- ② 確定給付企業年金制度の加入者の個人型確定拠出年金の拠出限度額（改正前：月額1.2万円）を、月額5.5万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額及び企業型確定拠出年金の掛金額を控除した額（月額2万円を上限）
- ③

企業年金加入者の個人型DCの拠出限度額の見直し（案）

2020年11月20日 社会保障審議会
企業年金・個人年金部会資料

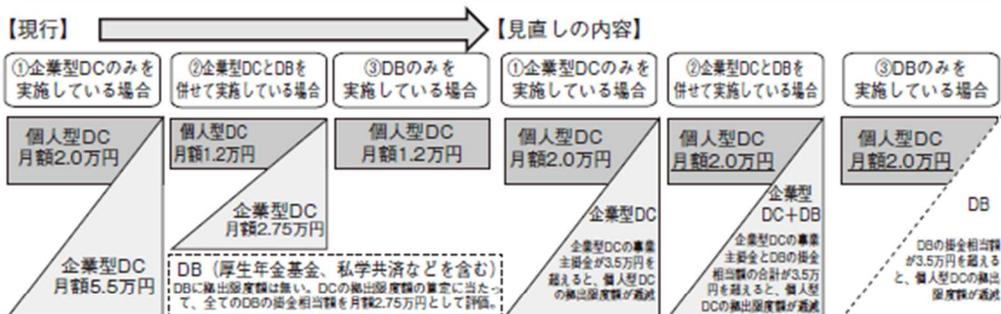
○ 今回、全てのDBの掛金相当額を一律に評価している現状を改め、DBごとに個別に評価することに伴って、企業年金（DB・企業型DC）に加入する第2号被保険者の個人型DCの拠出限度額について公平を図ることができる。

（※）企業型DCとは異なり、個人の自助努力である個人型DCの拠出限度額の見直しに当たっては、経過措置は設けない。施行日以降、企業型DCの事業主掛金とDBの掛金相当額を反映する（3.5万円を超えると個人型DCの拠出限度額は遁減し、5.5万円を超えると消失）。

○ この見直しは企業年金加入者間の公平を図るものであるが、企業年金のない第2号被保険者、第1号被保険者、第3号被保険者を含めて、個人型DCの拠出限度額全般について、自助努力に対する支援の公平、企業年金のある者とない者の公平、企業年金の普及等の観点から、引き続き、新たな設定方法を検討していく必要がある。

	（現行）	（見直しの内容）
①企業型DCのみに加入する者	月額2万円（ただし、企業型DCの事業主掛金額との合計が月額5.5万円）	月額2万円（ただし、企業型DC・DBの事業主掛金額との合計が月額5.5万円）
②DBと企業型DCに加入する者	月額1.2万円（ただし、企業型DCの事業主掛金額との合計が月額2.75万円）	月額2.0万円
③DBのみに加入する者	月額1.2万円	月額2.0万円

（※）見直し後の計算式 個人型DCの拠出限度額＝月額5.5万円－（企業型DCとDBの掛金額） ※上限2万円



- ※ 企業年金（企業型DC・DB）の加入者は、月額2.0万円の範囲内で、かつ、事業主掛金額（企業型DCとDBの掛金額）との合計が拠出限度額（月額5.5万円）の範囲内で、個人型DCの拠出が可能。
- ※ マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、企業型DCの事業主掛金額を超えず、かつ、事業主掛金額との合計が企業型DCの拠出限度額（月額5.5万円からDBの掛金相当額を控除した額）の範囲内で、マッチング拠出が可能。マッチング拠出が個人型DC加入かを加入者ごとに選択が可能。
- ※ DBには、年金払い退職給付を含む。
- ※ DBは給付建ての制度であり、DCの拠出限度額の算定に当たって使用するDBの掛金額（掛金相当額）は、DBの給付水準から、DCと比較可能な形で評価したもの。

（財務省資料より）

申告義務がある者の還付申告書の提出期間の見直し等

(1) 確定申告義務がある還付申告書についての措置

所得税の確定所得申告についてその計算した所得税の額の合計額が配当控除の額を超える場合であっても、控除しきれなかった外国税額控除の額があるとき、控除しきれなかった源泉徴収税額があるとき又は控除しきれなかった予納税額があるときは、確定申告書の提出を要しないこととされました（所法 120①、復興財確法 17）。

この場合における確定申告書の提出期間については、現行の確定申告義務のない者の還付申告書の提出期間（その年の翌年 1 月 1 日から 5 年間）と同様とされました。

(注)上記(1)の改正に伴い、提出義務のなくなった申告書の提出があった場合において、その提出の日（令和 4 年 1 月 1 日以後に限る。）の翌日から起算して 2 年を経過する日が個人住民税における通常の賦課決定の除斥期間経過後に到来するときは、その提出の日の翌日から起算して 2 年間、個人住民税の賦課決定を行うことができる。

(2) 上記(1)の見直しに伴う財産債務調書の提出義務者の範囲の整備

上記(1)の改正に関わらず、還付申告書（その計算した所得税の額の合計額が配当控除の額を超える場合における還付申告書に限る。）を提出することができる者は、従前どおり財産債務調書の提出義務者とされました（国外送金等調書法 6 の 2 ①二）。

Ⅲ 資産課税関係

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し

1 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

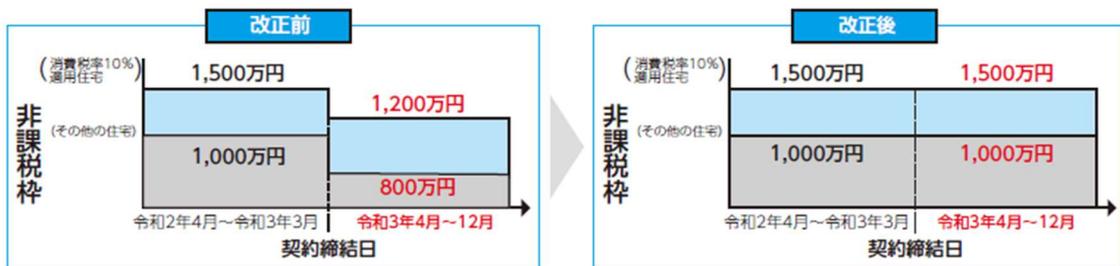
令和3年4月1日から同年12月31日までの間に住宅用家屋の新築等に係る契約を締結した場合における非課税限度額(注)が、次のとおり、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間の非課税限度額と同額まで引き上げられました(措法70の2②六イ、七イ)。

① 消費税等の税率10%が適用される住宅用家屋の新築等 1,500万円(改正前 1,200万円)

② 上記以外の住宅用家屋の新築等 1,000万円(改正前 800万円)

また、受贈者が贈与を受けた年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円以下である場合に限り、床面積要件の下限を40㎡(改正前:50㎡)以上に引き下げられました(措令40の4の2①②)。

(注)「非課税限度額」とは、耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋に係る非課税限度額であり、一般の住宅用家屋に係る非課税限度額は、上記の非課税限度額からそれぞれ500万円を減じた額となる(措法70の2②六ロ、七ロ)。



(注)上図は、耐震・省エネ・バリアフリー住宅向けの非課税枠。一般住宅の非課税枠は、それぞれ500万円減。

(財務省資料より)

2 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例

床面積要件の下限が40㎡(改正前:50㎡)以上に引き下げられました(措令40の5①)。

教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し

1 教育資金の一括贈与非課税措置

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講じた上、その適用期限が2年(令和5年3月31日まで)延長されました(措法70の2の2①)。

(1) 信託等があった日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合には、その死亡の日までの年数にかかわらず（改正前：贈与者の死亡前3年以内に贈与したものに限られる。）、同日における管理残額(注)を、受贈者が当該贈与者から相続等により取得したものとみなされます（措法70の2の2⑫）。

なお、その死亡の日において、受贈者が次のいずれかに該当する場合は除かれます（措法70の2の2⑬）。

- ① 23歳未満である場合
- ② 学校等に在学している場合
- ③ 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

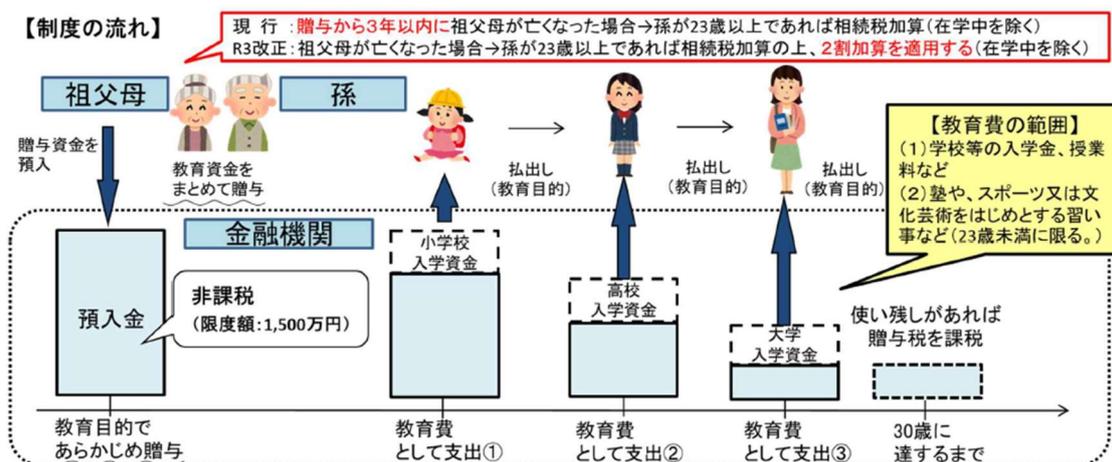
(注)「管理残額」とは、非課税拋出額から教育資金支出額を控除した残額をいう（(2)において同じ）。

(2) 上記(1)により相続等により取得したものとみなされる管理残額について、贈与者の子以外の直系卑属に相続税が課される場合には、当該管理残額に対応する相続税額が、相続税額の2割加算の対象となりました（改正前措法70の2の2⑩四の廃止）。

(3) 本措置の対象となる教育資金の範囲（措令40の4の3⑦）に、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設のうち、都道府県知事等から一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けたものに支払われる保育料等が加えられました。

文部科学省（Q&A（「教育資金」及び「学校等の範囲等」）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/20201105-mxt_kouhou02-1332772_01.pdf。



（文部科学省資料より）

2 結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について

て、次の要件が加えられた上、その適用期限が2年（令和5年3月31日まで）延長されました（措法70の2の3①）。

- (1) 贈与者から相続等により取得したものとみなされる管理残額(注)について、当該贈与者の子以外の直系卑属に相続税が課される場合には、当該管理残額に対応する相続税額が、相続税額の2割加算の対象となりました（改正前措法70の2の3⑩四の廃止）。

(注)「管理残額」とは、非課税抛出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額をいう。

- (2) 本措置の対象となる結婚・子育て資金の範囲（措令40の4の4⑦四、措規23の5の4②）に、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設のうち、都道府県知事等から一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けたものに支払われる保育料等が加わりました（上記1(3)と同じ）。

非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度の見直し

非上場株式等に係る相続税の納税猶予の特例措置（措法70の7の6）について、次に掲げる場合には、特例後継者が被相続人の相続開始の直前において特例認定承継会社等の役員でないときであっても、本措置の適用を受けることができることとなりました（措規23の12の3①）。

- ① 相続人が70歳未満（改正前：60歳未満）で死亡した場合（一般措置（措法70の7の2）についても同様（措規23の10⑧）。）
- ② 後継者が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の確認を受けた特例承継計画に特例後継者として記載されている者である場合

IV 法人課税関係

事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度（デジタルトランスフォーメーション投資促進税制）（創設）

(1) 設備に係る措置

青色申告書を提出する法人で産業競争力強化法に規定する認定事業適応事業者であるものが、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」の施行の日（令和3年8月2日）から令和5年3月31日までの期間（以下「指定期間」という。）内に、同法の認定事業適応計画に従って実施される同法の情報技術事業適応（生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限る。）の用に供するために特定のソフトウェアの新設若しくは増設をし、又は情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用（繰延資産となるものに限る。）を支出する場合において、その新設又は増設に係る特定のソフトウェア並びにその特定のソフトウェア又はその利用するソフトウェアとともに情報技術事業適応の用に供する機械装置及び器具備品（主として試験研究の用に供される一定のものを除く。以下「情報技術事業適応設備」という。）の取得等をして、国内にあるその法人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。）には、その取得価額（下記(2)の措置の対象となる繰延資産の額との合計額が300億円を超える場合には、300億円に情報技術事業適応設備の取得価額がその合計額のうちを占める割合を乗じて計算した金額）の30%相当額の特別償却とその取得価額の3%（情報技術事業適応のうち産業競争力の強化に著しく資する一定のもの（注1）の用に供する情報技術事業適応設備については、5%）相当額の特別税額控除（その事業年度の所得に対する法人税の額の20%相当額を限度とする。）（注2）との選択適用ができることとされました（措法42の12の7①④）。

(注)1 産業競争力の強化に著しく資する一定のものとは、産業競争力の強化に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準に適合するものであることについて主務大臣の確認を受けたものをいう（措令27の12の7②）。経済産業大臣が定める基準は、グループ（会社法上の親子会社関係にある会社によって構成されるグループをいう。）外の事業者とデータ連携が行われることが、告示で定められています（令3.7 経済産業省告示165）。

2 中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）又は農業協同組合等以外の法人につき、一定の要件を満たさない場合には、研究開発税制その他生産性の向上に関連する特別税額控除の規定を適用できないこととする措置の対象に本制度に係る特別税額控除制度が加えられる（措法42の13⑥）。

(2) 繰延資産に係る措置

青色申告書を提出する法人で認定事業適応事業者であるものが、指定期間内に、情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用を支出した場合には、その支出した費用に係る繰延資産の額（上記(1)の措置の対象となる資産の取得価額との合計額が300億円を超える場合には、300億円にその繰延資産の額がその合計額のうち占める割合を乗じて計算した金額）の30%相当額の特別償却とその繰延資産の額の3%（情報技術事業適応のうち産業競争力の強化に著しく資する一定のものを実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用に係る繰延資産については、5%）相当額の特別税額控除（その事業年度の所得に対する法人税の額の20%相当額（注3）を限度とする。）（注4）との選択適用ができることとされました（措法42の12の7②）。

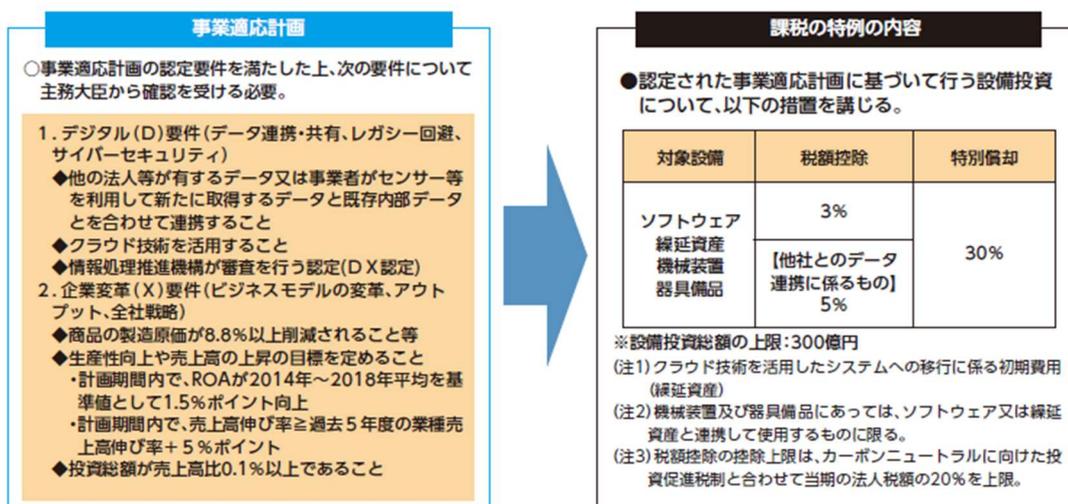
(注)3 上記(1)の措置によりその事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、その金額を控除した残額となる（措法42の12の7⑤）。

4 上記（注2）と同様である。

（連絡納税制度においても同様の措置が講じられました（措法68の15の7、68の15の8）。）

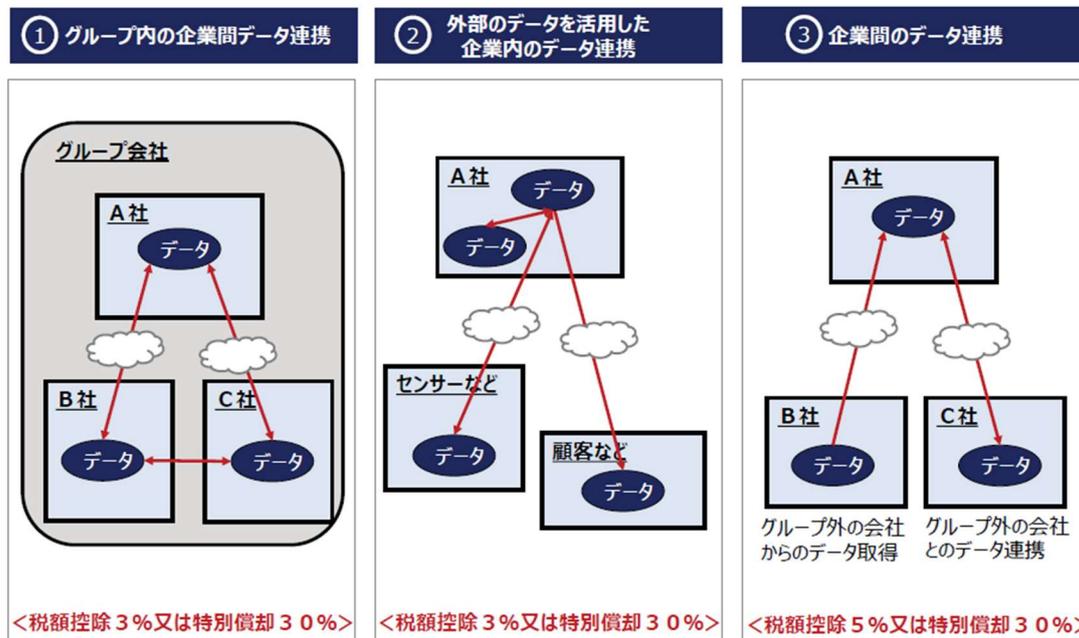
経済産業省（DX投資促進税制 Q&A）

https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/jigyo-tekio.html



（財務省資料より）

(参考) デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の適用イメージ



(財務省資料より)

事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度（カーボンニュートラルに向けた投資促進税制）（創設）

青色申告書を提出する法人で産業競争力強化法に規定する認定事業適応事業者（その認定に係る同法に規定する認定事業適応計画（エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関するものに限る。）にその計画に従って行うエネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置として同法に規定する生産工程効率化等設備（注1）又は需要開拓商品生産設備（注2）（以下「生産工程効率化等設備等」という。）を導入する旨の記載があるものに限る。）であるものが、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」の施行の日（令和3年8月2日）から令和6年3月31日までの間に、その計画に記載された生産工程効率化等設備等の取得等をして、その法人の事業の用に供した場合において、「事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度（デジタルトランスフォーメーション投資促進税制）」の規定の適用を受けないときは、その取得価額（その認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に従って行うエネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置として取得等をする生産工程効率化等設備等の取得価額の合計額が500億円を超える場合には、500億円にその事業の用に供した生産工程効率化等設備等の取得価額がその合計額のうち占める割合を乗じて計算した金額）の50%相当額の特別償却とその取得価額の5%（エネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資する一定のもの（注3）については、10%）相

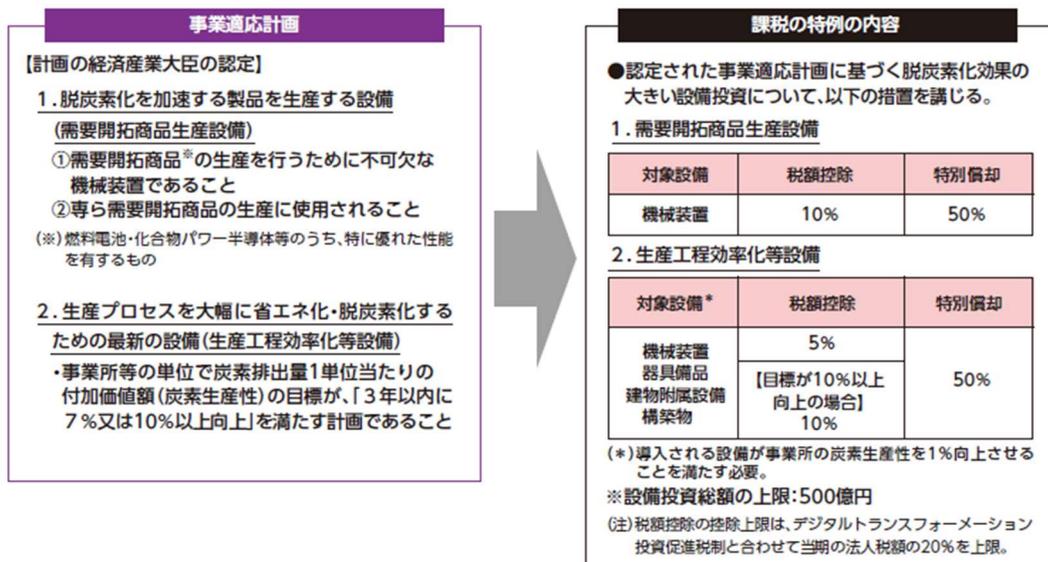
当額の特別税額控除（その事業年度の所得に対する法人税の額の 20%相当額（注 4）を限度とする。）（注 5）との選択適用ができることとされました（措法 42 の 12 の 7 ③⑥）。

- (注) 1 生産工程効率化等設備とは、生産工程の効率化による温室効果ガスの削減その他の特定の事業適応に用いられる一定の設備をいう（産業競争力強化法 2 ⑬）。
- 2 需要開拓商品生産設備とは、特定の事業適応に用いられる商品であって、温室効果ガスの削減に資する事業活動に特に寄与する商品その他の我が国事業者による新たな需要の開拓に寄与することが見込まれる商品として主務大臣が定める商品の生産に専ら使用される設備をいう（産業競争力強化法 2 ⑭）。
- 3 エネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資する一定のものとは、エネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準に適合するもの及び需要開拓商品生産設備をいう（措令 27 の 12 の 7 ③）。
- 4 「事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度（デジタルトランスフォーメーション投資促進税制）」の規定によりその事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、その金額を控除した残額となる（措法 42 の 12 の 7 ⑥）。
- 5 中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）又は農業協同組合等以外の法人につき、一定の要件を満たさない場合には、研究開発税制その他生産性の向上に関連する特別税額控除の規定を適用できないこととする措置の対象に本制度に係る特別税額控除制度が加えられる（措法 42 の 13⑥）。

（連結納税制度においても同様の措置が講じられました（措法 68 の 15 の 7、68 の 15 の 8）。）

経済産業省（エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画（CN税制）Q&A）

https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/cnqa.pdf



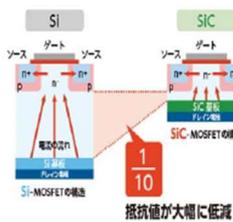
(財務省資料より)

(参考) カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の投資対象 (イメージ)

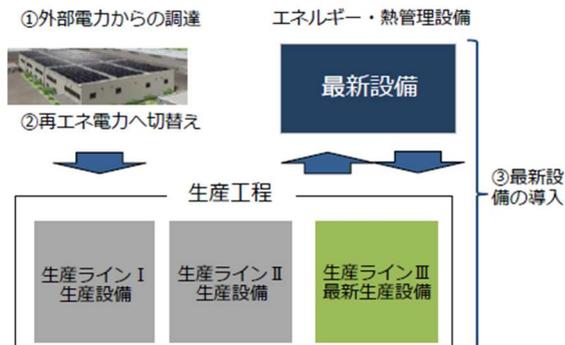
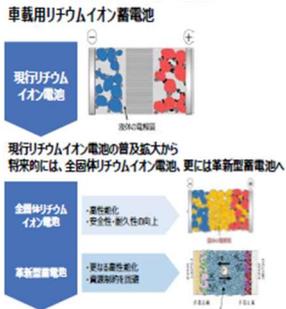
i) 脱炭素化を加速する製品を生産する生産工場への設備投資

ii) 生産プロセスを大幅に省エネ化・脱炭素化するための最新の設備の導入投資等

例: 化合物パワー半導体



リチウムイオン電池



これらの製品を搭載した生産物がわが国の脱炭素化に大きく貢献

①～③といった設備投資によって、生産プロセスの炭素生産性を向上

(財務省資料より)

試験研究を行った場合の特別税額控除制度 (研究開発税制)

(1) 試験研究費の総額に係る特別税額控除制度 (一般型)

試験研究費の総額に係る特別税額控除制度について、呼称が「一般型」とされた上、次の見直しが行われました。

イ 原則

特別税額控除率が次のとおり見直され、その下限が2%（改正前：6%）に引き下げられました（措法42の4①）。

① その事業年度が設立事業年度である場合又は比較試験研究費の額が0である場合
8.5%

② ①に掲げる場合以外の場合

$10.145\% - (9.4\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175$ （小数点以下3位未満切捨て。
2%が下限で、10%が上限）

ロ 特別税額控除率の上限を14%とする特例

適用期限が2年（令和5年3月31日まで）延長されました（措法42の4②）。

ハ 特別税額控除率に係る特例

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度については、上記イにかかわらず、特別税額控除率が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれに掲げる割合とされました（措法42の4②一）。

① 増減試験研究費割合が9.4%超の場合（③の場合を除く。）

$10.145\% + (\text{増減試験研究費割合} - 9.4\%) \times 0.35$ （小数点以下3位未満切捨て。
14%が上限（上記ロ参照））

② 増減試験研究費割合が9.4%以下の場合（③の場合を除く。）

$10.145\% - (9.4\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175$ （小数点以下3位未満切捨て。
2%が下限）

③ その事業年度が設立事業年度である場合又は比較試験研究費の額が0である場合
8.5%

ニ 売上の減少及び試験研究費の増加の場合の特例

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度のうち基準年度比売上金額減少割合（注1）が2%以上であり、かつ、試験研究費の額が基準年度試験研究費の額（注2）を超える事業年度（研究開発を行う一定のベンチャー企業に該当する場合における特別税額控除の上限の特例の適用を受ける事業年度を除く。）の特別税額控除の上限については、その事業年度の法人税の額の5%が上乗せされます（措法42の4③三）。

（注）1 基準年度比売上金額減少割合とは、その事業年度の一定の売上金額が令和2年2月1日前に最後に終了した事業年度（以下「基準事業年度」という。）の一定の売上金額（以下「基準売上金額」という。）に満たない場合のその満たない部分の金額の基準売上金額に対する割合をいう（措法42の4⑧六の二）。

2 基準年度試験研究費の額とは、基準事業年度の試験研究費の額をいう（措法42の4⑧六の三）。

ホ 試験研究費割合が10%を超える場合の特別税額控除率及び特別税額控除の上限の上乗せ特例

適用期限が2年（令和5年3月31日まで）延長されました（措法42の4②二、③二）。

(2) 中小企業技術基盤強化税制

中小企業技術基盤強化税制について、次の見直しが行われました。

イ 売上の減少及び試験研究費の増加の場合の特例

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度のうち基準年度比売上金額減少割合が2%以上であり、かつ、試験研究費の額が基準年度試験研究費の額を超える事業年度の特別税額控除の上限にその事業年度の法人税の額の5%が上乗せされます（措法42の4⑥三）。

ロ 増減試験研究費割合が8%を超える場合の特例

増減試験研究費割合が8%を超える場合の特例が増減試験研究費割合が9.4%を超える場合に次のとおりとする特例に見直された上、その適用期限が2年（令和5年3月31日まで）延長されました（措法42の4⑤一・三、⑥一）。

① 特別税額控除率

特別税額控除率は、次の割合とする。

$12\% + (\text{増減試験研究費割合} - 9.4\%) \times 0.35$ （小数点以下3位未満切捨て。17%が上限）

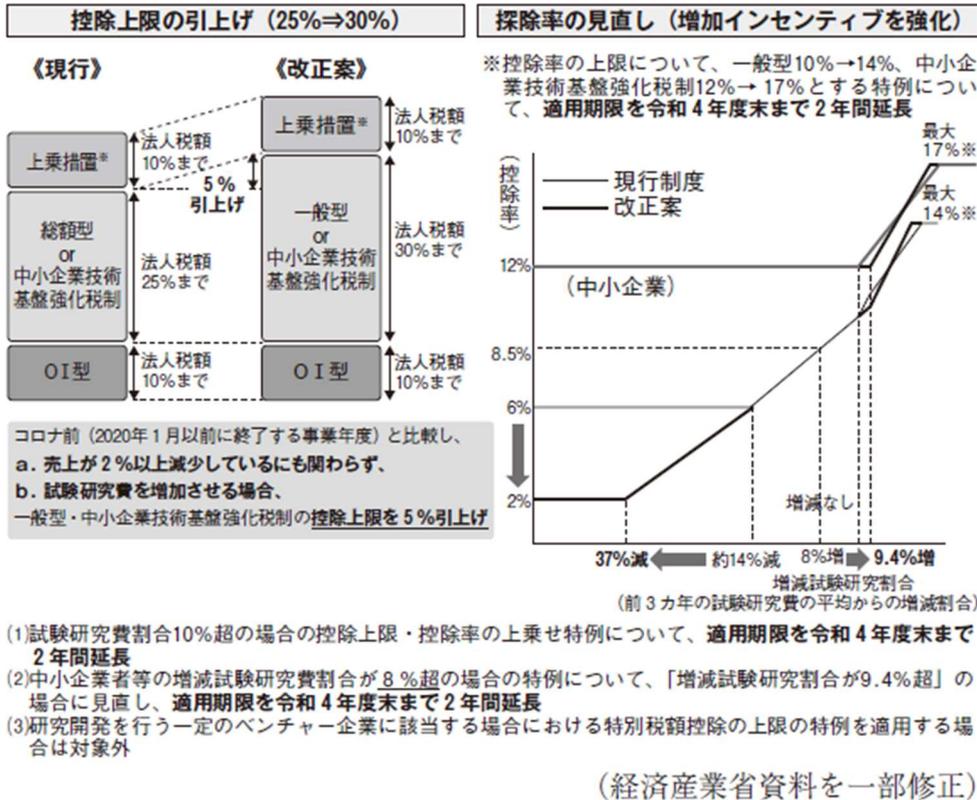
② 特別税額控除の上限

特別税額控除の上限は、その事業年度の所得に対する法人税の額の10%を上乗せする。

ハ 試験研究費割合が10%を超える場合の特別税額控除率及び特別税額控除の上限の上乗せ特例

適用期限が2年（令和5年3月31日まで）延長されました（措法42の4⑤二・三、⑥二）。

- ・ 現下のコロナ禍でも、積極的に研究開発投資を維持・拡大する企業を後押しするため、**研究開発税制の控除上限を法人税額の最大50%まで引き上げる（一般型・中小企業技術基盤強化税制 25%→30%）**とともに、**控除率の増加インセンティブを強化**。
- ・ また、**時限措置（控除率の上限引上げ、控除上限の上乗せ特例）**について、**適用期限を2年間延長**。



(3) 特別試験研究費の額に係る特別税額控除制度

特別試験研究費の額に係る特別税額控除制度について、次の見直しが行われます。

- イ 対象となる特別試験研究費の額に、国立研究開発法人の外部化法人との共同研究（注3）及び国立研究開発法人の外部化法人への委託研究（注3）に要する費用の額が加えられ、その特別税額控除率が25%とされました（措法42の4⑦二）。

なお、関係法令の改正を前提に、国立大学、大学共同利用機関及び公立大学の外部化法人との共同研究並びに国立大学、大学共同利用機関及び公立大学の外部化法人への委託研究についても同様とされます（措令27の4⑦四・十一、措規20⑫二・三）。

- （注）3 共同研究及び委託研究の範囲は、出資後10年以内に限定しないことを除き、研究開発型ベンチャー企業との共同研究及び研究開発型ベンチャー企業への委託研究（措規20⑩）と同様である（措規20⑫）。

- ロ 特別試験研究費の対象となる特別研究機関等との共同研究及び特別研究機関等への委託研究について、特別研究機関等の範囲に人文系の研究機関が加えられました（措令

27 の4⑳一イに該当する「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」の改正)。

ハ その事業年度における特別試験研究費の額であることの共同研究の相手方の確認について、第三者が作成した報告書等によって確認することが可能であることを明確化する等の運用の改善が行われました(措規20㉔)。

ニ 特別試験研究費の対象となる大学等との共同研究及び大学等への委託研究について、契約上の試験研究費の総見込額が50万円を超えるものに限定されました(措規20㉕二)。

ただし、中小企業者(適用除外事業者に該当するものを除く。)及び農業協同組合等については従前どおりです(措規20㉕本文)。

ホ 特別試験研究費の対象となる特定中小企業者等への委託研究について、次の要件を満たすものに限定されました(措令27の4㉖九)。

- ① 受託者の委託に基づき行う業務がその受託者において試験研究に該当するものであること。
- ② 委託に係る委任契約等(契約又は協定で、委任又は準委任の契約その他これに準ずるものに該当するものをいう。)において、その委託して行う試験研究の目的とする成果をその委託に係る委任契約等に基づき委託法人が取得するものとされていること。

オープンイノベーション型の対象範囲の追加等

- 産学官連携の更なる活性化を図るため、国公立大学・国立研究開発法人の外部化法人との共同・委託研究を追加し、その税額控除率を25%とする。
- 共同・委託研究先である特別研究機関等に、人文系の研究機関を追加する。

《現行》			《改正案》		
共同試験研究 委託試験研究	特別研究機関等	30%	特別研究機関等	30%	共同試験研究 委託試験研究
	大学等		大学等		
	研究開発型ベンチャー	25%	研究開発型ベンチャー	25%	
	中小企業者	20%	国公立大学・国立研究 開発法人の外部化法人	25%	
	他の者(民間企業等)		中小企業者	20%	
	技術研究組合		他の者(民間企業等)		
知的財産権の使用料	中小企業者	20%	知的財産権の使用料	中小企業者	20%
希少疾病用医薬品等に関する試験研究 特定用途医薬品等に関する試験研究		20%	希少疾病用医薬品等に関する試験研究 特定用途医薬品等に関する試験研究		20%

- 共同研究の相手方が行う特別試験研究費の額であることの確認について、相手方が独自に報告書を作成する必要なく、第三者が作成した報告書等によって確認することが可能であることを明確化する等の運用改善を行う。
- 中小企業者等以外の法人が行う大学等との共同・委託研究については、契約上の試験研究費の総見込額が50万円を超えるものに限定する。
- 中小企業者への委託研究について、委託先で試験研究に該当しないもの及びその委託して行う試験研究の成果が委託元に帰属しないものを除く。

(財務省資料より)

(4) 試験研究費の範囲

試験研究費について、次の見直しが行われました。

イ 試験研究費のうち、研究開発費として損金経理をした金額で非試験研究用資産（注4）の取得価額に含まれるものが加えられました（措法42の4⑧一口）。

なお、上記に伴い、売上原価等の原価の額及び取得価額に研究開発費として損金経理をした金額が含まれる非試験研究用資産の償却費、譲渡損及び除却損が試験研究費から除外されるとともに、取得価額に研究開発費として損金経理をした金額が含まれる非試験研究用資産について本制度と特別償却等に関する制度との選択適用とされました（措法42の4⑧一、53②）。

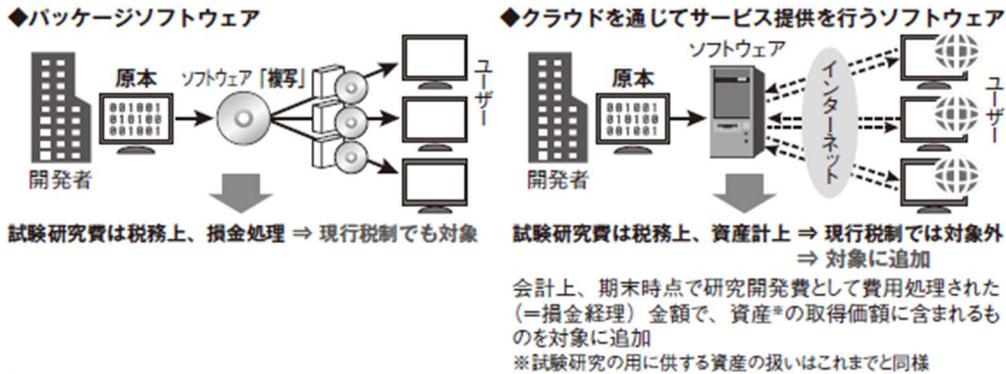
(注)4 非試験研究用資産とは、棚卸資産若しくは固定資産（事業の用に供する時ににおいて試験研究の用に供する固定資産を除く。）の取得に要した金額とされるべき費用の額又は繰延資産（試験研究のために支出した費用に係る繰延資産を除く。）となる費用の額をいう（措法42の4⑧一口）。

ロ リバースエンジニアリング（新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行う試験研究に該当しないもの）が除外されました（措法42の4⑧一イ（1））。

(連結納税制度においても同様の措置が講じられました（措法68の9、68の42）。)

- DX促進のためには、クラウドを活用してソフトウェアを提供する仕組みの構築が不可欠。
 - そのため、支援対象外となっているこれらのソフトウェアに関する研究開発を支援対象に追加。
 - あわせて、業務改善目的の研究開発も、税制支援の対象であることを明確化。
- ※ 研究開発の範囲に関する国際的な基準を踏まえ、新たな知見を得るため／新たな知見の応用を考案するために行うに該当しないものについては、改めて、研究開発税制の対象範囲外であることを明記。

クラウドを通じてサービス提供を行うソフトウェアに関する研究開発を支援対象に追加



業務改善目的の研究開発が支援対象であること等の明確化

開発中の技術がその開発する者の業務改善に資するものであっても、その技術に係る試験研究が工学又は自然科学に関する試験研究[※]に該当するときは、その試験研究に要する費用は研究開発税制の対象となること等を明確化

※インフラ企業が、AIによるプラントの自動運転（自社の業務改善）を実現するために行う、アルゴリズムやデータプラットフォーム構築等の研究開発など。

(経済産業省資料より)

給与等の支給額が増加した場合の特別税額控除制度

(1) 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の特別税額控除制度の見直し（人材確保等促進税制へ衣替え）

給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の特別税額控除制度が見直され、青色申告書を提出する法人が、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内新規雇用者（注1）に対して給与等を支給する場合、新規雇用者給与等支給額（注2）から新規雇用者比較給与等支給額（注3）を控除した金額の新規雇用者比較給与等支給額に対する割合が2%以上であるときは、控除対象新規雇用者給与等支給額（注4）の15%（その事業年度の損金の額に算入される教育訓練費の額から比較教育訓練費の額（注5）を控除した金額の比較教育訓練費の額に対する割合が20%以上であるときは、20%）相当額の特別税額控除（その事業年度の所得に対する法人税の額の20%相当額を限度とする。）ができる制度とされ、設備投資の要件（改正前措法42の12の5①二）は、課されないこととされました（措法42の12の5①）。

(注)1 国内新規雇用者とは、法人の国内雇用者のうち、その法人の有する国内の事業所に勤務することとなった日から1年を経過していないものとして一定のもの（支

配関係がある法人から異動した者及び海外から異動した者を除く。)をいう(措法42の12の5③一、措令27の12の5③)。

国内新規雇用者

- 国内新規雇用者とは、国内雇用者のうち国内事業所に勤務することとなった日から1年を経過していない者であるが、この勤務することとなった日は、国内事業所につき作成された労働者名簿に氏名が記載された日(雇用開始日)とする。
※ 日雇い労働者は、賃金台帳には記載されるので国内雇用者に該当するが、労働者名簿には記載されないため国内新規雇用者には該当しない。
- 前ページの【要件】の新規雇用者給与等支給額の計算における国内新規雇用者は、一般被保険者に該当するものに限る。
※ 税額控除額の計算をする場合の控除対象新規雇用者給与等支給額の計算における国内新規雇用者は、一般被保険者以外の者を含む。
- 海外事業所から異動した者は、国内新規雇用者に該当しない。
- 支配関係法人から異動した者は、下記に該当する場合を除き、国内新規雇用者に該当しない。
- 組織再編による異動・連結納税グループ内の異動について、異動前の法人において国内雇用者であった者は、異動前の法人における雇用開始日から1年間は異動後の法人においても国内新規雇用者となる。
※ 異動前の法人において役員、役員と特殊の関係のある者又は海外雇用者であった者は、異動後の法人において国内新規雇用者とならない。

(財務省資料より)

- 2 新規雇用者給与等支給額とは、法人の各事業年度(以下「適用年度」という。)の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内新規雇用者(雇用保険法に規定する一般被保険者に該当するものに限る。)に対する給与等の支給額(その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額(雇用調整助成金及びこれに類するものの額(以下「雇用安定助成金額」という。))を除く。)がある場合には、その金額を控除した金額をいう(措法42の12の5③四・五)。
- 3 新規雇用者比較給与等支給額とは、法人の適用年度開始の日の前日を含む事業年度(以下「前事業年度」という。)の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内新規雇用者に対する給与等の支給額(その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額(雇用安定助成金額を除く。))がある場合には、その金額を控除した金額となり、前事業年度の月数とその適用年度の月数とが異なる場合には、その月数に応じて計算した一定の金額となる。)をいう(措法42の12の5③六)。
- 4 控除対象新規雇用者給与等支給額とは、法人の適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内新規雇用者に対する給与等の支給額(その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、その金額を控除した金額)のうち、その適用年度の雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除

した金額に達するまでの金額をいい（措法 42 の 12 の 5 ③四）、適用年度において「地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の特別税額控除制度（雇用促進税制）」の適用を受ける場合には、その規定による控除を受ける金額の計算の基礎となった者に対する給与等の支給額として一定の方法により計算した金額を控除する（措法 42 の 12 の 5 ①）。

- 5 比較教育訓練費の額とは、法人の適用年度開始の日前 1 年以内に開始した各事業年度の損金の額に算入される教育訓練費の額（その各事業年度の月数と適用年度の月数が異なる場合には、教育訓練費の額に適用年度の月数を乗じてこれを各事業年度の月数で除して計算した金額）の合計額をその 1 年以内に開始した各事業年度の月数で除して計算した金額をいう（措法 42 の 12 の 5 ③八）。

<<改正前>>	<<改正後>>
<p>【要件】</p> <p>①継続雇用者給与等支給額:対前年度増加率 3%以上</p> <p>②国内設備投資額:当期の減価償却費の総額の95%以上</p> <p>③雇用者給与等支給額: 対前年度を上回ること</p> <p>【税額控除】</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%の税額控除 教育訓練費増加要件(当期の教育訓練費\geq前期・前々期の教育訓練費の平均の1.2倍)を満たす場合には控除率を5%上乘せ(→合計20%) 税額控除額は法人税額の20%を限度 	<p>【要件】</p> <p>①新規雇用者^(※1)給与等支給額:対前年度増加率 2%以上</p> <p>②雇用者給与等支給額: 対前年度を上回ること</p> <p>【税額控除】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規雇用者^(※2)給与等支給額^(※3)の15%の税額控除 教育訓練費増加要件(当期の教育訓練費\geq前期の教育訓練費の1.2倍)を満たす場合には控除率を5%上乘せ(→合計20%) 税額控除額は法人税額の20%を限度

(※1) 雇用保険法に規定する一般被保険者に限られる。
(※2) 賃金台帳に新たに記載された者をいう。(一般被保険者以外の者を含む。)
(※3) 雇用者給与等支給額の対前年度増加額を上限とする。

(財務省資料より)

(2) 中小企業者等が給与等の引上げを行った場合の特別税額控除制度(所得拡大促進税制)の見直し

中小企業者等が給与等の引上げを行った場合の特別税額控除制度について、次の見直しが行われた上、その適用期限が 2 年（令和 5 年 3 月 31 日まで）延長されました（措法 42 の 12 の 5 ②、③十～十二）。

イ 適用要件のうち、継続雇用者給与等支給額から継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が 1.5%以上であることとの要件が、雇用者給与等支給額（注 1）から比較雇用者給与等支給額（注 2）を控除した金額の比較雇用者給与等支給額に対する割合が 1.5%以上であることとの要件に見直されました。

ロ 特別税額控除率（原則：15%）が 25%となる要件のうち、継続雇用者給与等支給額から継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が 2.5%以上であることとの要件が、雇用者給与等支給額（注 6）から比較雇

用者給与等支給額（注 7）を控除した金額の比較雇用者給与等支給額に対する割合が 2.5%以上であることとの要件に見直されました。

ハ 給与等の支給額から控除される給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額（上記（注 2）参照）について、その範囲が明確化されるとともに、次の見直しが行われました（措法 42 の 12 の 5 ③五括弧書き）。

① 上記イ及びロの要件を判定する場合には、雇用安定助成金額を控除しないこととする。

② 特別税額控除率（15%又は 25%）を乗ずる基礎となる雇用者給与等支給額（注 6）から比較雇用者給与等支給額（注 7）を控除した金額は、雇用安定助成金額を控除して計算した金額を上限とする。

（注）6 雇用者給与等支給額とは、法人の適用年度の所得金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいう（措法 42 の 12 の 5 ③十）。

7 比較雇用者給与等支給額とは、法人の適用年度の前事業年度の所得金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額として一定の金額をいう（措法 42 の 12 の 5 ③十一）。

（連結納税制度においても同様の措置が講じられました（措法 68 の 15 の 6）。）

◀改正前▶	◀改正後▶
<p>【要件】</p> <p>①継続雇用者給与等支給額：対前年度増加率1.5%以上</p> <p>②雇用者給与等支給額：対前年度を上回ること</p> <p>【税額控除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%の税額控除 ・継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率が2.5%以上であり、かつ、教育訓練費増加等の要件*を満たす場合には、控除率を10%上乗せ（→合計25%） ・税額控除額は法人税額の20%を限度 	<p>【要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用者給与等支給額：対前年度増加率1.5%以上 <p>【税額控除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%の税額控除 ・雇用者給与等支給額の対前年度増加率が2.5%以上であり、かつ、教育訓練費増加等の要件*を満たす場合には、控除率を10%上乗せ（→合計25%） ・税額控除額は法人税額の20%を限度

※教育訓練費増加等の要件：次のいずれかの要件

①当期の教育訓練費≧前期の教育訓練費の1.1倍

②中小企業等経営強化法の認定に係る計画

（【改正後】中小企業事業再投資損失準備金制度に係る経営力向上計画の追加）における経営力向上の証明

（財務省資料より）

認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例（創設）

青色申告書を提出する法人で「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」の施行の日（令和 3 年 6 月 16 日）から同日以後 1 年を経過する日までの間に産業競争力強化法第 21 条の 15 第 1 項の認定を受けたもののうちその認定に係る同法に規定する認定事業適応事業者であるものの同法の認定事業適応計画に記載された実施時期内の日を含む各事業年度（次の要件を満たす事業年度に限る。以下「適用年度」という。）において青色申告書を提

出した事業年度の欠損金の繰越控除制度（法法 57①）を適用する場合において、特例欠損事業年度（注）において生じた欠損金額があるときは、超過控除対象額（注）に相当する金額を同制度において損金算入することができる金額に加算することとされました（措法 66 の 11 の 4 ①）。

- ① 基準事業年度（特例事業年度のうち、その開始の日が最も早い事業年度をいう。）後の各事業年度で欠損金の控除前に所得の金額が生じた最初の事業年度開始の日以後 5 年以内に開始する事業年度であること
- ② 令和 8 年 4 月 1 日以前に開始する事業年度であること
- ③ 法人税法第 57 条第 11 項各号に掲げる法人（中小法人等）のその各号に掲げる事業年度でないこと

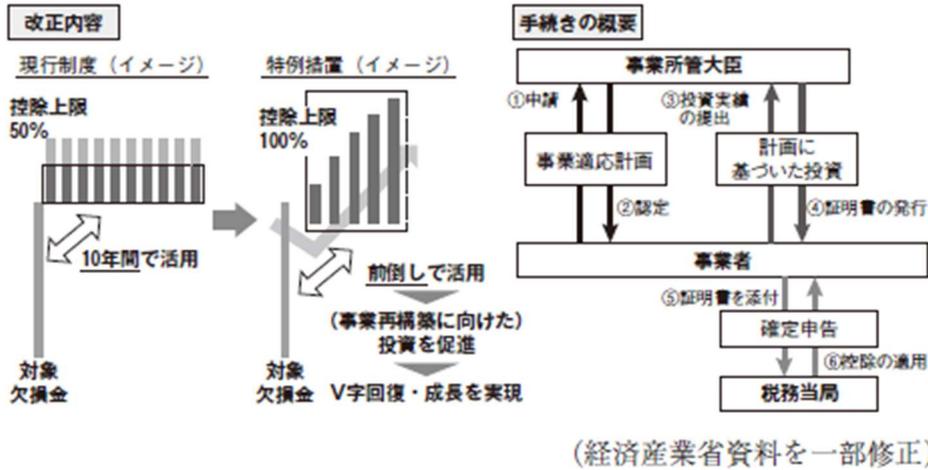
（注）特例欠損事業年度とは、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 4 月 1 日までの期間内の日を含む事業年度（一定の場合には、令和 2 年 2 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間に終了する事業年度及び翌事業年度。以下「特例事業年度」という。）において生じた欠損金額のうち超過控除対象額（適用事業年度終了の日までに認定事業適応計画に従って行った投資の額から既に本制度により損金算入した欠損金額に相当する金額を控除した金額その他一定の金額をいう。）がある場合におけるその特例事業年度をいう（措法 66 の 11 の 4 ②、令 3.7 内閣府告示 7）。

（連結納税制度においても同様の措置が講じられました（措法 68 の 96 の 2）。）

経済産業省（「繰越欠損金の控除上限」の特例ガイドライン）

https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/kurikoshi.pdf

- コロナ禍の厳しい経営環境の中で、赤字企業でもポストコロナに向けて、事業再構築等に取り組んでいくことが必要。こうした経営改革に果敢に挑む企業に対し、繰越欠損金の控除上限（現行50%[※]）の引き上げ措置を講ずる。
※中小企業は現行でも100%まで控除可能。本制度は中堅・大企業向けの制度
- 具体的には、産業競争力強化法に新たな計画認定制度を創設。事業再構築等に向けた投資内容を含む事業計画を事業所管大臣が認定。認定を受けた企業について、コロナ禍に生じた欠損金を対象に、最長5事業年度の間、控除上限を投資の実行金額の範囲内で最大100%に引き上げる。



繰越欠損金の控除上限の特例

- コロナ禍で厳しい経営環境にある企業が、果敢に抜本的な企業変革に取り組むことができるよう、産業競争力強化法の認定を受けた事業適応計画の認定を受けた場合には、2年間にわたって生じた欠損金額を、翌期以後、最大で5年間、前向きな投資（適格投資）の範囲内で繰越欠損金の100%繰越控除をすることができる特例を創設する。

事業適応計画

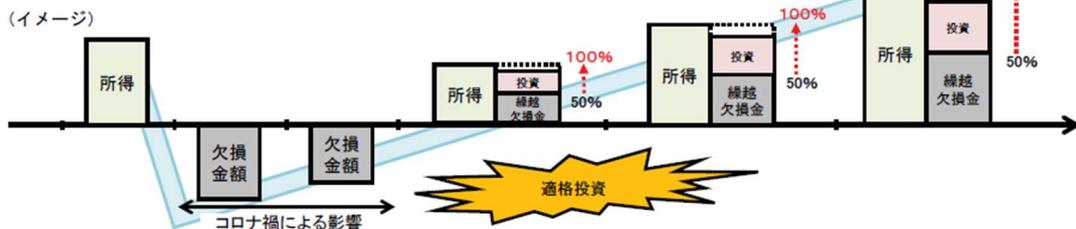
- 事業適応計画の認定要件を満たした上、次の要件を満たす必要。
 - ✓ 将来の成長に向けた投資内容を記載した計画を提出すること
 - ✓ 計画期間内に達成を見込む業績目標（ROAが計画認定時の直近事業年度比5%ポイント向上など）を定めること
 - ✓ 投資計画が企業の成長に資する内容であること（単純な維持・更新投資は対象外）
 - ✓ 主務大臣が①計画を認定するとともに②投資実績を毎年確認

課税の特例の内容

- 事業適応計画に基づく果敢な投資を行う企業の繰越欠損金について以下の措置を講じる。

対象欠損事業年度	欠損金の控除限度額
2年間 [※]	最大5年間100%控除可能

（※）令和2年2月1日から令和3年4月1日までの期間内の日を含む事業年度
（注）この特例における欠損金の控除限度額の引上げは、対象欠損事業年度において生じた欠損金額のうち事業適応計画に従って行った投資の額に達するまでの金額を上限。



37

（財務省資料より）

株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例（創設）

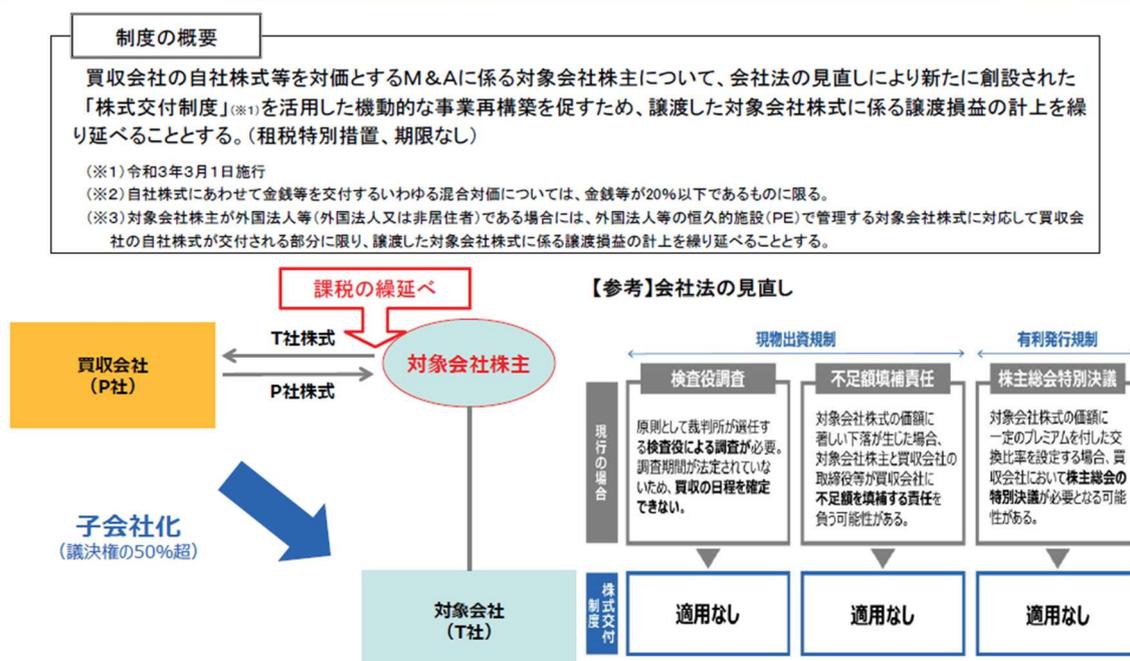
法人が、その有する株式（以下「所有株式」という。）を発行した他の法人を会社法に規定する株式交付子会社とする株式交付によりその所有株式を譲渡し、その株式交付に係る会社法に規定する株式交付親会社の株式の交付を受けた場合（その株式交付により交付を受けた株式交付親会社の株式の価額が、交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうちを占める割合が80%に満たない場合を除く。）には、その譲渡した所有株式（交付を受けた株式交付親会社の株式に対応する部分に限る。）の譲渡損益の計上が繰り延べられることとされました（注1）（措法66の2の2①②、措令39の10の3④）。

また、株式交付親会社の確定申告書の添付書類に株式交付計画書及び株式交付に係る明細書が加えられる（注2）とともに、その明細書に株式交付により交付した資産の数又は価額の算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類を添付することとされました（法規35六）。

- (注) 1 外国法人の本特例の適用については、その外国法人の恒久的施設において管理する株式に対応して株式交付親会社の株式の交付を受けた部分に限る（措令39の10の3①）。
- 2 株式交換及び株式移転についても同様の措置が講じられる（法規35六）。

（連結納税制度においても同様の措置が講じられました（措法68の86）。）

自社株式等を対価としたM&Aに係る税制上の措置



（財務省資料より）

(参考) 株式交付制度の概要

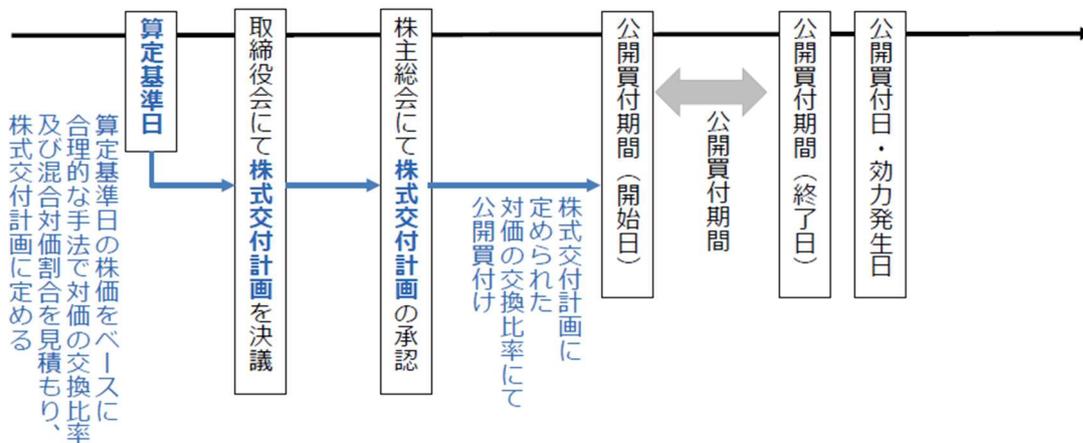
- 株式交付制度は、**対象会社側の機関決定が不要、交付親会社と交付子会社間の契約関係を要しない**、等の特徴がある。

定義	①株式会社が 他の株式会社（外国法人を除く）をその子会社* とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、その譲渡人に対して当該株式会社の株式を交付すること *子会社：会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社 ②株式交付計画を作成をしなければならない
株式交付計画の内容	①株式交付子会社の商号及び住所 ②譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限 ③株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として交付する株式の数又はその数の算定方法並びに増加する資本金等の額 ④株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として株式交付親会社の株式以外の財産を交付するときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法 ⑤株式交付子会社の株式の譲渡人に対する株式の割り当てに関する事項 ⑥効力発生日
決定機関・決議要件	買収会社 原則：株主総会特別決議 簡易要件：取締役会決議 対象会社 機関決定不要
契約関係	株式交付親会社と株式交付子会社の間に契約関係があることは要せず、株式交付親会社は株式の譲渡人との合意に基づき株式を譲受け
譲受手法	有償の譲受けに該当し、公開買付規制の対象となる場合あり
現物出資規制	検査役調査・財産価額補填責任について、不適用

(財務省資料より)

混合対価割合の判定時期

- 課税繰延の要件である「金銭等が20%以下」との要件の判定については、株式交付親会社の株式の時価は、原則として、算定基準日の株価をベースに合理的な方法で算定を行った株式の価額（交換比率の基礎とされた株価）を用いる。
- 譲渡損益の計算上は、効力発生日の株式の価額を用いる。



(財務省資料より)

中小企業事業再編投資損失準備金制度（経営資源集約化税制）（創設）

(1) 中小企業事業再編投資損失準備金の積立て

中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）で青色申告書を提出するものうち、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」の施行の日（令和3年8月2日）から令和6年3月31日までの間に中小企業等経営強化法に規定する経営力向上計画（同法に規定する事業承継等事前調査に関する事項の記載があるものに限る。）について認定を受けたものが、各事業年度においてその経営力向上計画に従って行う同法に規定する事業承継等（特定の措置のものに限る。）として他の法人の株式又は出資の取得（購入による取得に限る。）をし、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合（その取得をした株式等（以下「特定株式等」という。）の取得価額が10億円を超える場合を除く。）において、その特定株式等の価格の低落による損失に備えるため、その特定株式等の取得価額の70%相当額（その事業年度においてその特定株式等の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうちその事業年度の損金の額に算入された金額相当額を控除した金額）以下の金額を損金経理の方法（その事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により特定株式等を発行した法人（以下「特定法人」という。）別に中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することとされました（措法55の2①）。

(2) 中小企業事業再編投資損失準備金の取崩し

上記(1)により中小企業事業再編投資損失準備金を積み立てている法人の各事業年度終了の日において、前事業年度から繰り越された特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額（その日までに益金の額に算入された又は算入されるべきこととなった金額がある場合には、その金額を控除した金額）のうちその積み立てられた事業年度（以下「積立事業年度」という。）終了の日の翌日から5年を経過したもの（以下「据置期間経過準備金額」という。）がある場合には、その据置期間経過準備金額については、積立事業年度において、中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てた金額にその各事業年度の月数を乗じてこれを60で除して計算した金額（その計算した金額が据置期間経過準備金額を超える場合には、その据置期間経過準備金額）相当額を、その事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入することとされました（措法55の2②）。

(3) 株式等を譲渡した場合等の中小企業事業再編投資損失準備金の取崩し

上記(1)により中小企業事業再編投資損失準備金を積み立てている法人が次に掲げる場合に該当することとなったときには、それぞれに掲げる金額相当額は、その該当することとなった日を含む事業年度（③の場合にあっては、合併の日の前日を含む事業年度）の所

得の金額の計算上、益金の額に算入することとされました（措法 55 の 2③、措令 32 の 3①②）。

- ① 中小企業等経営強化法の規定により認定が取り消された場合（その認定に係る経営力向上計画に従って行う事業承継等として特定法人の株式等の取得をしていた場合に限る。） その取り消された日におけるその特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額
- ② その中小企業事業再編投資損失準備金に係る特定法人の株式等の全部又は一部を有しないこととなった場合（③又は④に該当する場合及びその法人を合併法人とする適格合併により特定法人が解散した場合を除く。） その有しないこととなった日におけるその特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額のうち、その有しないこととなった株式等に係るものとして一定の方法により計算した金額（その特定法人の株式等の全部を有しないこととなった場合には、その有しないこととなった日におけるその特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額）
- ③ 合併により合併法人にその特定法人の株式等を移転した場合 その合併の直前におけるその特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額
- ④ その特定法人が解散した場合（その法人を合併法人とする適格合併により解散した場合を除く。） その解散の日におけるその特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額
- ⑤ その特定法人の株式等についてその帳簿価額を減額した場合 その減額をした日におけるその特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額のうちその減額をした金額相当額（分割型分割等の特定の事由によりその帳簿価額を減額した場合には、同日におけるその中小企業事業再編投資損失準備金の金額のうち、その減額をした金額に対応する部分の金額として一定の金額）
- ⑥ その法人が解散した場合（合併により解散した場合を除く。） その解散の日における中小企業事業再編投資損失準備金の金額
- ⑦ 上記(2)、①から⑥及びその他の特定の事由以外の場合において特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日におけるその特定法人に係る中小企業事業再編投資損失準備金の金額のうち、その取り崩した金額相当額

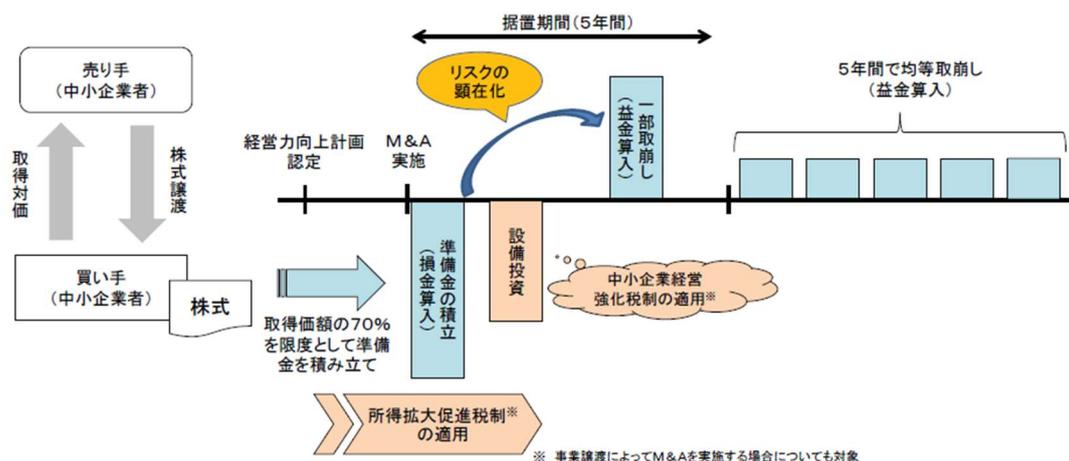
（連結納税制度においても同様の措置が講じられました（措法 68 の 44）。）

中小企業庁（経営資源集約化税制に関する Q&A 集）

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/shigenshuyaku_zeisei/qa.pdf

中小企業事業再編投資損失準備金制度の創設

- M&A実施後に発生する中小企業の特有のリスク（簿外債務、偶発債務等）に備える観点から、M&Aに関する経営力向上計画の認定を受けた中小企業者が、株式譲渡によってM&Aを実施する場合（取得価額が10億円以下の場合に限る。）において、株式等の取得価額の70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積立金額を損金算入できることとする。（計画の認定期限：令和6年3月31日）
この準備金は、据置期間終了後、原則として、5年間で均等額を取り崩して益金算入する。
- また、当該認定計画の中で、中小企業経営強化税制の新たな種類の適用ができることとするとともに、所得拡大促進税制の上乗せ要件に必要な計画の認定を不要とする。



※ 事業譲渡によってM&Aを実施する場合についても対象

（財務省資料より）

中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度（中小企業投資促進税制）

中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、次の見直しが行われた上、その適用期限が2年（令和5年3月31日まで）延長されました（措法42の6①）。

(1) 指定事業の範囲

対象となる指定事業に次の事業が加えられます（措令27の6⑤、措規20の3）。

- ① 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業（生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）
- ② 不動産業
- ③ 物品賃貸業

(2) 中小企業者等の範囲

中小企業者等の範囲について、次の見直しが行われます。

- イ 本制度の対象となる中小企業者等に商店街振興組合が加えられました（措法42の6①）
- ロ 中小企業者の判定における大規模法人から一定の独立行政法人中小企業基盤整備機構を除外する特例が廃止されました（措法42の6①、改正前措令27の6①）。

(3) 特定機械装置等の範囲

本制度の対象となる減価償却資産から匿名組合契約その他これに類する一定の契約の目的である事業の用に供するものが除外されました（措法 42 の 6 ①、措令 27 の 6 ①）。

（連結納税制度においても同様の措置が講じられました（措法 68 の 11）。）

- 中小企業投資促進税制は、中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、**特別償却（30%）又は税額控除（7%）**※のいずれかの適用を認める措置。
※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る
- 対象となる業種として、**不動産業・物品賃貸業、商店街振興組合等を追加した上で、適用期限を2年間延長する。**

改正概要	【適用期限：令和4年度末まで】	
対象者	・中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等）	
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶賃貸業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（映画業以外の娯楽業を除く）、不動産業、物品賃貸業 ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く	
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ・機械及び装置【1台160万円以上】 ・測定工具及び検査工具【1台120万円以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】 ・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く ・貨物自動車（車両総重量3.5トン以上） ・内航船舶（取得価格の75%が対象） 	
措置内容	資本金3,000万円以下の中小企業	30%特別償却 又は 7%税額控除
	資本金3,000万円超の中小企業	30%特別償却

※対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外

（経済産業省資料を一部修正）

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）（中小企業投資促進税制への統合）

本制度（措法 42 の 12 の 3、68 の 15 の 4）は、適用期限の到来をもって廃止され、本制度の適用対象とされている中小企業者に準ずる一定の法人及び指定事業のうち、「中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度（中小企業投資促進税制）」の適用対象外とされているものが、同制度の適用対象に加えられました。

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度（中小企業経営強化税制）

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、次の見直しが行われた上、その適用期限が2年（令和5年3月31日まで）延長されました（措法 42 の 12 の 4 ①）。

(1) 中小企業者等の範囲

中小企業者の判定における大規模法人から一定の独立行政法人中小企業基盤整備機構を除外する特例が廃止されました。

(2) 特定経営力向上設備等の範囲（経営資源集約化設備（D 類型）の追加）

関係法令の改正を前提に特定経営力向上設備等の対象に計画終了年度に修正 ROA 又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する経営力向上計画（経営資源集約化に資する措置が記載されたものに限る。）を実施するために必要不可欠な設備が加えられました（中小企業等経営強化法施行規則改正）。

（連結納税制度においても同様の措置が講じられました（措法 68 の 15 の 5 他）。）

- 中小企業経営強化税制は、中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、**中小企業等経営強化法の認定を受けた計画に基づく投資**について、**即時償却又は税額控除（10%）**※のいずれかの適用を認める措置。
※資本金3,000万円超の中小企業者等の税額控除率は7%
- **M&Aの効果を高める設備として「経営資源集約化設備（D類型）」を追加した上で、適用期限を2年間延長する。**

改正概要		【適用期限：令和4年度末まで】		
類型	生産性向上設備（A類型）	収益力強化設備（B類型）	デジタル化設備（C類型）	
要件	生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備	
確認者	工業会等	経済産業局	経済産業局	
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 機械装置（160万円以上/10年以内） ◆ 測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内） ◆ 器具備品（30万円以上/6年以内） ◆ 建物附属設備（60万円以上/14年以内） ◆ ソフトウェア（情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの）（70万円以上/5年以内） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 機械装置（160万円以上） ◆ 工具（30万円以上） ◆ 器具備品（30万円以上） ◆ 建物附属設備（60万円以上） ◆ ソフトウェア（70万円以上） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 機械装置(160万円以上) ◆ 工具(30万円以上) ◆ 器具備品(30万円以上) ◆ 建物附属設備(60万円以上) ◆ ソフトウェア(70万円以上) 	
その他要件	生産等設備を構成するものであること（事務用器具備品・本店・寄宿舍等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。）／国内への投資であること／中古資産・貸付資産でないこと等			
経営資源集約化設備（D類型） 要件：修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備		⇒新たな類型として追加		

（経済産業省資料より）

中小企業者等の法人税率の特例

時限措置による軽減税率の適用期限が2年（令和5年3月31日まで）延長されました（措法 42 の 3 の 2 ①、68 の 8 ①）。

- 中小企業者等の法人税率は、年800万円以下の所得金額について19%に軽減（本則）。
- 租税特別措置において、更に15%まで軽減されているが、適用期限を2年間延長する。

改正概要 【本則：期限の定めなし】
 【租税特別措置法：適用期限 令和4年度末まで】

対象	本則税率		租特税率※
大法人 (資本金1億円超の法人)	所得区分なし	23.2%	—
中小法人 (資本金1億円以下の法人)	年800万円超の所得金額	23.2%	—
	年800万円以下の所得金額	<u>19%</u>	<u>15%</u>

※適用除外事業者を除く。

(経済産業省資料を一部修正)

地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度（地域未来投資促進税制）

地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度（地域未来投資促進税制）について、次の措置が講じられた上、その適用期限が2年（令和5年3月31日まで）延長されました（措法42の11の2①）。

(1) 対象事業

対象となる事業にサプライチェーンの強靱化に資する類型を加えるとともに、承認地域経済牽引事業の主務大臣の確認要件のうち先進性に係る要件について、次の見直しが行われました（平29.8総務省他告示1）。

- ① 事業の先進性の確認に当たっては、投資収益率又は労働生産性の伸び率が一定水準以上（5%以上又は4%以上）であることが見込まれることを確認すること。
- ② サプライチェーンの強靱化に資する類型については、上記①の投資収益率又は労働生産性の伸び率の確認に代えて、海外に生産拠点が集中している一定の製品の製造をすること及びその地域経済牽引事業計画が実施される都道府県の行政区域内でのその製品の承認地域経済牽引事業者の取引額の一定水準以上の増加が見込まれることを確認すること。
- ③ 事業の実施場所に関する要件について、その承認地域経済牽引事業に係る地域経済牽引事業計画の承認を受けた日とその特定非常災害発生日から1年（改正前：3年）を経過していない場合とされ、対象となる区域が特定非常災害により生産活動の基盤に著しい被害を受けた地区のうちその特定非常災害に基因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物等の敷地等の区域であること。

(2) 特別償却率及び特別税額控除率

機械装置及び器具備品の特別償却率及び特別税額控除率が引き上げられる要件について、その確認に当たっては、投資収益率及び労働生産性の伸び率が一定水準以上であることが見込まれることを確認することとされました（平 29.8 総務省他告示 1号）。

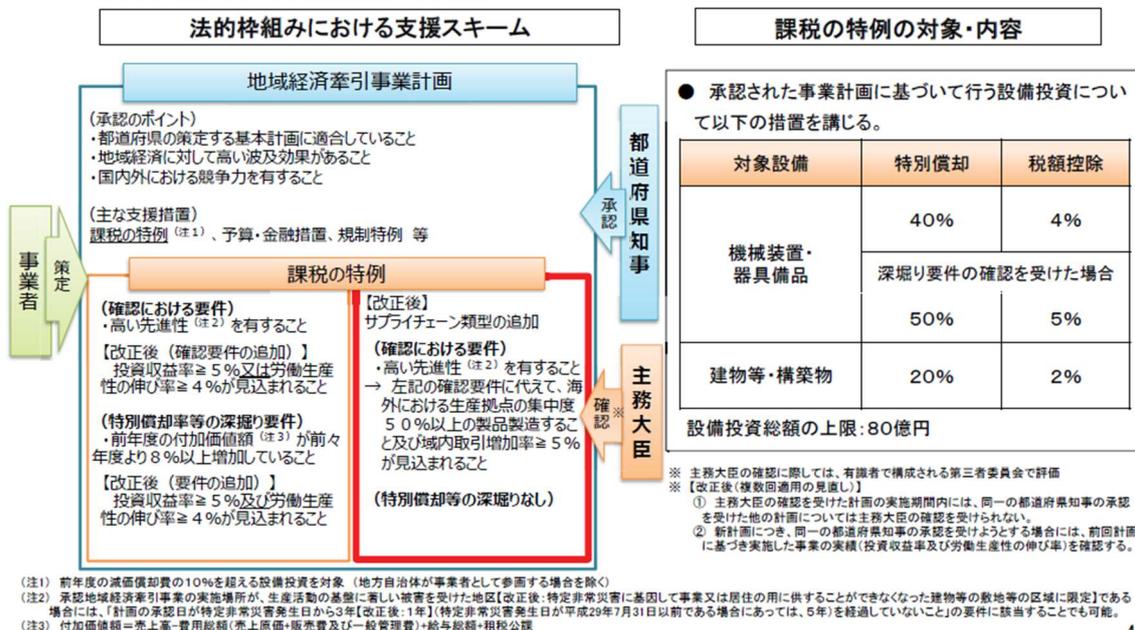
(3) 地域経済牽引事業計画の確認

主務大臣の確認を受けた承認地域経済牽引事業計画の実施期間内には、同一の都道府県知事又は主務大臣の承認を受けた他の地域経済牽引事業計画について主務大臣の確認を受けられないこととされ、承認地域経済牽引事業計画の実施期間終了後に、同一の都道府県知事又は主務大臣の承認を受けた他の地域経済牽引事業計画について主務大臣の確認を受けようとする場合には、主務大臣は、現行の要件の確認に加えて、その確認に係る地域経済牽引事業計画前の地域経済牽引事業計画に係る投資収益率及び労働生産性の伸び率の実績を確認することとされました（平 29.8 総務省他告示 1号）。

(連結納税制度においても同様の措置が講じられました（措法 68 の 14 の 3 他）。)

地域未来投資促進税制の見直し

- 地域経済を牽引する事業について集中的に支援する観点から、事業の先進性の判断基準に投資収益率又は労働生産性に係る要件を追加するとともに、サプライチェーンの維持・強化を目的とする類型を追加する等の見直しを行った上、適用期限を2年延長。



46

(財務省資料より)

特定事業継続力強化設備等の特別償却制度 (中小企業防災・減災投資促進税制)

特定事業継続力強化設備等の特別償却制度について、次の措置が講じられました。

(1) 対象法人の範囲

本制度の対象となる法人の範囲について、次の見直しが行われました。

① 本制度の対象となる法人が中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）
又はこれに準ずる一定の法人のうち「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律」の施行の日（令和元年7月16日）から令和5年3月31日までの間に中小企業等経営強化法に規定する事業継続力強化計画等の認定を受けた同法に規定する中小企業者であり、中小企業等経営強化法の認定を受けた日から同日以後1年を経過する日までの間に取得等をするものに限定されました（措法44の2①）。

② 中小企業者の判定における大規模法人から一定の独立行政法人中小企業基盤整備機構を除外する特例の廃止（措法44の2①）。

(2) 事業継続力強化設備等の範囲

本制度の対象となる資産について、次の見直しが行われました。

(措法44の2①)。

イ 機械装置及び器具備品の部分について行う改良又は機械装置及び器具備品の移転のための工事の施行に伴って取得等をするものを追加（措法44の2①）。

ロ 事業継続力強化設備等に次の資産を追加（中小企業等経営強化法56②ニロ、同省令改正他）。

① 架台（対象となる資産をかさ上げするために取得等をするものに限る。）

② 無停電電源装置

③ 感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ

ハ 事業継続力強化設備等の取得等に充てるための国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他これらに準ずるもの（以下「補助金等」という。）の交付を受けた法人が、その補助金等をもって取得等をしたその補助金等の交付の目的に適合したものを除外（措法44の2②）。

ニ 事業継続力強化設備等から火災報知器、スプリンクラー、消火設備、排煙設備及び防火シャッターを除外（中小企業等経営強化法56②ニロ、同規則24）。

(3) 特別償却率

令和5年4月1日以後に取得等をする事業継続力強化設備等については、特別償却として、取得価額に乗ずる割合が18%（改正前：20%）に引き下げられました（措法44の2①）。

(連結納税制度においても同様の措置が講じられました（措法68の20）。)

中小企業庁（中小企業防災・減災投資促進税制の運用に係る実施要領）

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/download/keizokuryoku/bousaizeisei_yo_ryo.pdf

- 近年、全国各地で頻発する自然災害、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響の中、中小企業が自然災害等への事前の備えを行うことは重要。
- 中小企業による自然災害等に対する事前対策の強化に向けた設備投資を後押しするため、対象設備を追加した上で、適用期限を2年間延長する。

改正概要 【適用期限：令和4年度末まで】

- 対象者：令和5年3月31日までの2年間に自然災害等に対する防災・減災対策をとりまとめた「事業継続力強化計画」等の認定を受けた中小企業者等
- 支援措置：特別償却20%（投資を前倒す観点から3年目（令和5年4月1日以降）に取得等をする資産は18%）
- 対象資産：「事業継続力強化計画」等の認定を受けた日から1年以内に取得等をする以下の設備

減価償却資産の種類 (取得価額要件)	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置 (100万円以上)	自家発電設備、排水ポンプ、制震・免震装置、浄水装置、揚水ポンプ (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)
器具及び備品 (30万円以上)	自然災害等の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する全ての設備、感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ
建物附属設備 (60万円以上)	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、制震・免震装置、防水シャッター、無停電電源装置(UPS) (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資するものを含む。)

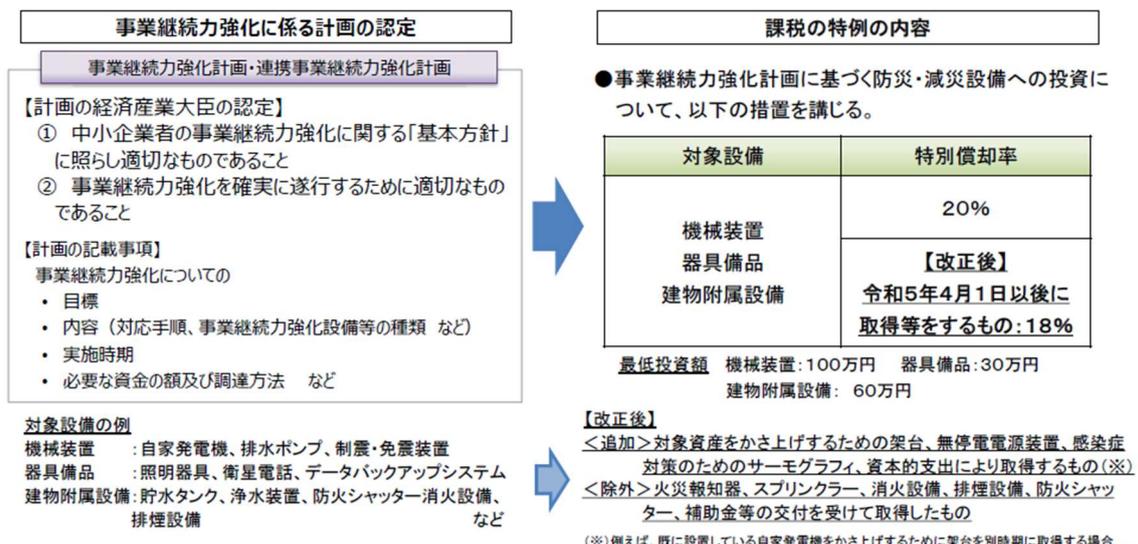
※1 架台については、本税制の対象設備をかさ上げるために取得等をするもののみ対象となる。

※2 これまで対象設備であった火災報知器、スプリンクラー、消火設備、排煙設備及び防火シャッターは対象外となる。

(経済産業省資料より)

特定事業継続力強化設備等の特別償却制度の見直し

- 頻発する災害に備えた対応力を強化するための取組を進め、早期に対象資産の導入を促す観点から、計画の認定期限(令和5年3月31日)を設け、認定後1年以内に対象資産の取得等をした場合に適用できることとするとともに、特別償却率の引下げや対象資産の見直しを行うこととする。



47

(財務省資料より)

参考

租税特別措置の見直し

○ 見直しの対象となった措置(36項目)のうち、4項目は「廃止」、28項目は「縮減を伴う見直し」

① 研究開発税制	縮減+一部拡充 (税額控除率の見直し、控除上限の引上げ、試験研究費の定義の見直し等)	⑮ 医療用機器等の特別償却	縮減 (対象資産の見直し)
② 中小企業投資促進税制	縮減+一部拡充 (対象資産の見直し、事業承継ファンド特例の廃止、対象事業の追加等)	⑯ 特定都市再生構築物の割増償却	縮減 (計画の認定要件の見直し)
③ 沖縄の観光地形成促進地域(税額控除)	縮減 (対象資産の見直し)	⑰ 中小企業者等の貸倒引当金の特例※	縮減 (法定繰入率の引下げ)
④ 沖縄の情報通信産業振興地域(税額控除)	縮減 (対象資産の見直し)	⑱ 沖縄の国際物流拠点産業集積地域(所得控除)	縮減 (対象事業の見直し)
⑤ 沖縄の産業高度化・事業革新促進地域(特別償却・税額控除)	縮減 (対象事業・対象資産・取得価額要件の見直し)	⑳ 沖縄の経済金融活性化特別地区(所得控除)	縮減 (対象事業の見直し)
⑥ 沖縄の国際物流拠点産業集積地域(特別償却・税額控除)	縮減 (対象事業・対象資産・取得価額要件の見直し)	㉑ 農業経営基盤強化準備金	縮減 (対象法人の見直し等)
⑦ 沖縄の経済金融活性化特別地区(特別償却・税額控除)	縮減 (対象事業・対象資産・取得価額要件の見直し)	㉒ 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	縮減 (過疎・密集市街地：廃止)
⑧ 地域未来投資促進税制	縮減+一部拡充 (先進性要件・深堀要件の厳格化、サプライチェーン類型の追加等)	㉓ 技術研究組合の所得の計算の特例	縮減 (対象資産の見直し)
⑨ 中小企業経営強化税制	縮減+一部拡充 (事業承継ファンド特例の廃止、対象類型の追加)	㉔ 特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入等の特例※	縮減 (対象となる寄附金の見直し)
⑩ 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の税額控除	縮減 (適用要件の見直し等)	㉕ 投資法人に係る課税の特例※	縮減 (ファイナンスリース債権の適正化)
⑪ 船舶の特別償却	縮減 (環境負荷低減要件の厳格化等)	㉖ 特定投資信託に係る受託法人の課税の特例※	縮減 (ファイナンスリース債権の適正化)
⑫ 被災代替資産等の特別償却※	縮減 (事業承継ファンド特例の廃止)	㉗ 土地重課※	拡充 (適用除外措置の維持)
⑬ 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	縮減 (施設規模要件の引上げ)	㉘ 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例	単純延長
⑭ 特定事業継続力強化設備等の特別償却	縮減+一部拡充 (対象資産の見直し、償却率の引下げ、事業承継ファンド特例の廃止等)	㉙ 事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却	単純延長
⑮ 共同利用施設の特別償却	縮減 (取得価額要件の引上げ)	㉚ 沖縄の情報通信産業特別地区(所得控除)	単純延長
⑯ 沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	縮減 (取得価額要件の見直し)	㉛ 高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除※	廃止
⑰ 特定地域における工業用機械等の特別償却	縮減+一部拡充 (過疎：割増償却制度へ改組、半島・離島・奄美：縮減、振興山村：廃止)	㉜ 商業・サービス業・農林水産業活性化税制	廃止
		㉝ 再生可能エネルギー発電設備等の特別償却	廃止
		㉞ 特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る所得の計算の特例	廃止

(注) 期限なし及び未到来の措置については、※印を付している。

49

(財務省資料より)

V 消費課税関係

消費税の仕入控除税額の計算（課税売上割合に準ずる割合）

消費税の仕入控除税額の計算について、課税売上割合に準ずる割合を用いようとする課税期間の末日までに承認申請書を提出し、同日の翌日以後1月を経過する日までに税務署長の承認を受けた場合には、当該課税期間の末日においてその承認があったものとみなして、当該承認申請書を提出した日の属する課税期間から課税売上割合に準ずる割合を用いることができることとなりました（消47⑥）。

課税売上割合に準ずる割合の適用開始時期の見直し（案）

【現行】

- 個別対応方式によって仕入税額控除を行う際に課税売上げと非課税売上げに共通の課税仕入れに乗じる「課税売上割合」については、税務署長の承認を受けた場合、その承認を受けた日の属する課税期間から「課税売上割合に準ずる割合」を用いることができる（消法30③）。
- 課税期間の末日間際に課税売上割合に準ずる割合を用いる必要が生じた場合（例：たまたま土地の譲渡があった場合等）には、承認申請書を提出したとしても、適用を受けようとする課税期間の末日までに税務署長の承認が受けられないケースがある。

【見直し案】

- 課税売上割合に準ずる割合を用いて仕入控除税額を計算しようとする課税期間の末日までに承認申請書を提出し、同日の翌日以後1月を経過する日までに税務署長の承認を受けた場合、その承認申請書を提出した課税期間から課税売上割合に準ずる割合を用いることができることとする。

（注）令和3年4月1日以後終了する課税期間について適用

- 3月決算法人が3月末日に「承認申請書」を提出した場合

【現行】



【見直し案】



（自民党税制調査会資料より）

VI 納税環境整備関係

税務関係書類における押印義務の見直し

提出者等の押印をしなければならないこととされている税務関係書類について、次に掲げる税務関係書類を除き、押印を要しないこととされました（通則法 124、旧同法 2 項）。

① 担保提供関係書類及び物納手続関係書類のうち、実印の押印及び印鑑証明書の添付を求めている書類

② 相続税及び贈与税の特例における添付書類のうち財産の分割の協議に関する書類

なお、国税犯則調査手続における質問調書等への押印については、刑事訴訟手続に準じた取扱いとされました。

税務関係書類における押印義務の見直し

【状況】

○ 現在、政府全体の方針として行政手続における押印義務の見直しを進めているところ。

（参考）「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）

各府省は、国民や事業者等に対して、押印を求めているものについて、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正を行う。

【R3 改正】

○ 上記方針を踏まえ、税務署長等に提出する税務関係書類のうち納税者等の押印を求めているものについては、原則、押印義務を廃止する（令和 3 年 4 月 1 日施行）。

（注）今般廃止される「押印」と同等の意味合いしかないと考えられる「署名」（具体的には「署名又は押印」を求めて認印を許容している国税関係書類）についても、本見直しの趣旨を踏まえ、同様の見直しを行う。

○ 他方で、現行、実印による押印・印鑑証明書の添付を求めている税務関係書類については、引き続き押印・印鑑証明書の添付を求めることとする。

（注）上記の書類で、現行法令上、押印・印鑑証明書の添付を求めることが明記されていないものについては、明確化する。

【改正後のイメージ】

	税務関係書類の分類	押印の要否
原則	(1) 全般 具体例：確定申告書、給与所得者の扶養控除等申告書	不要
例外	(2) 担保提供関係書類 具体例：不動産抵当権設定登記承諾書、第三者による納税保証書	要
	(3) 遺産分割協議書 具体例：相続税・贈与税の特例における添付書類	

（注 1）上記のほか、国税の犯則調査手続における質問調書等への押印について、刑事訴訟手続に準じた取扱い（押印義務を存置）とする。

（注 2）上記の見直しによって押印が不要となる国税関係書類については、施行日前においても、運用上、押印がなくても改めて求めないこととする。

（財務省資料より）

電子帳簿等保存制度の見直し

(1) 国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度

国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度について、次の見直しが行われました。

イ 承認制度が廃止されます（電子帳簿保存法 4 ①②、5）。

ロ 国税関係帳簿書類（国税関係帳簿については、正規の簿記の原則に従って記録されるものに限る。以下ロにおいて同じ。）について、自己が一貫して電子計算機を使用して

作成する場合には、次に掲げる要件に従って、その国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の保存を行うことができることとされました(電子帳簿保存法4①②、5、同法規則2、3)。

- (イ) 電子計算機処理システムの概要書その他一定の書類の備付けを行うこと。
 - (ロ) 電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書等を備え付け、ディスプレイの画面等に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができること。
 - (ハ) 国税庁等の当該職員の質問検査権に基づくその国税関係帳簿書類に係る電磁的記録のダウンロードの求めがある場合には、これに応じることとする。
- ハ 上記ロ(イ)及び(ロ)の要件、現行の訂正等履歴要件及び相互関連性要件並びに下記(2)ニの見直し後と同様の検索要件の全てを満たして一定の国税関係帳簿(注)に係る電磁的記録の保存等を行う者(その旨の届出書をあらかじめ提出した者に限る。)のその電磁的記録に記録された事項に関し所得税、法人税又は消費税に係る修正申告又は更正があった場合(申告漏れについて、隠蔽し、又は仮装された事実がある場合を除く。)には、その記録された事項に関し生じた申告漏れに課される過少申告加算税の額については、通常課される過少申告加算税の額から当該申告漏れに係る所得税、法人税又は消費税の5%に相当する金額を控除した金額とされました(電子帳簿保存法8④)。

(注) 上記の「一定の国税関係帳簿」とは、所得税若しくは法人税の青色申告者が保存しなければならないこととされる仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿又は消費税の事業者が保存しなければならないこととされる帳簿をいう。

- ニ 上記の改正に伴い、所得税の青色申告特別控除の控除額65万円の適用要件について、仕訳帳及び総勘定元帳につき国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度の要件を満たす電磁的記録の保存等を行っていることを、仕訳帳及び総勘定元帳につき上記ハの要件を満たす電磁的記録の保存等を行っていることとされました(措法25の2④一)。

帳簿等

改正前

電子帳簿等保存



- 税務署長の事前承認が必要
- 検索機能や訂正削除履歴を備えた信頼性の高いシステムしか認められておらず、低コストなクラウド会計ソフト等の利用者は紙での保存が必要

改正後

- 税務署長による**事前承認を廃止**。
- モニター、説明書の備付け等の最低限の要件を満たす電子帳簿(正規の簿記の原則に従って記帳されるものに限る。)も、**電子データのまま保存することが可能**。
- 信頼性の高い電子帳簿(優良な電子帳簿)については、**インセンティブにより差別化**(過少申告加算税を5%軽減、青色申告特別控除を10万円上乘せして65万円)。

(財務省資料より)

電子帳簿等保存制度の見直し（案）

- 経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、所得税、法人税、消費税等の帳簿書類を電子的に保存する際の手続を抜本的に簡素化する観点から以下の見直しを行う（令和4年1月1日以後適用）。

電子帳簿等保存制度に係る手続の簡素化

信頼性の高い現行の電子帳簿についてはインセンティブを設けることで記帳水準の向上を図るとともに、クラウド会計などの低コストのソフトの利用拡大を図り、正規の簿記の普及とペーパーレス化に資する観点から、電子帳簿等保存制度について、以下の措置を講ずる。

	現 行	見直し案
①	○ 電子的に作成された帳簿書類を電子データのまま保存する場合には、事前に税務署長の承認が必要。	○ 承認制度を廃止し、電子帳簿利用上の事務負担を削減。
②	○ 電子帳簿として保存が認められるのは以下の要件を満たすものに限定。 イ 訂正等の履歴が残ること、帳簿間で相互関連性があること、検索機能があること ロ モニター、説明書等を備え付けること	○ 所得税、法人税又は消費税の保存義務が課される帳簿（※1）について現行の要件を充足して電子保存し、その旨を届け出た者については、その電子帳簿（優良な電子帳簿）に関連して過少申告があった場合には、過少申告加算税を5%軽減する（※2）。 （※1） 所得税・法人税については、総勘定元帳・仕訳帳等、青色申告者の保存帳簿とする。 （※2） ただし、その過少申告に係る修正申告・更正に加重算税対象が含まれる場合には軽減しない。
③	○ ②の要件を満たさない電子帳簿は電子データのまま保存することができず、紙を印刷して保存。	○ モニター、説明書の備付け等の最低限の要件（現行のロ及び税務職員が税務調査において必要な範囲で行使する質問検査権に基づくデータのダウンロードの求めに応じることの要件）の満たす電子帳簿（正規の簿記の原則に従って記録されるものに限る。）についても、電子データのまま保存することを可能とする（紙を印刷しての保存は不要）。

○ 青色申告特別控除の取扱い【現行の青色申告特別控除制度】

	正規の簿記の原則に従い記録している者	左記に加え、 ①電子帳簿保存又は② e-Tax による電子申告をしている者	左記以外の者
控除額	55万円	65万円	10万円

➡【見直し案】 上記の電子帳簿等保存制度の見直し後は、上記の青色申告特別控除65万円の①については、優良な電子帳簿の場合に適用され、それ以外の電子帳簿の場合には適用されない。※貸借対照表の添付等他の要件は充足している必要

（財務省資料を一部改変）

(2) 国税関係書類に係るスキャナ保存制度

国税関係書類に係るスキャナ保存制度について、次の見直しが行われました。

- イ 承認制度が廃止されました（電子帳簿保存法4③）。
- ロ タイムスタンプ要件について、付与期間を記録事項の入力期間（最長約2月以内）と同様とするとともに、受領者等がスキャナで読み取る際に行う国税関係書類への自署を不要とするほか、電磁的記録について訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができるシステム（訂正又は削除を行うことができないシステムを含む。）において、その電磁的記録の保存を行うことをもって、タイムスタンプの付与に代えることができることとされます（通達改正）。

- ハ 適正事務処理要件（相互けん制、定期的な検査及び再発防止策の社内規程整備等をいう。）が廃止されました（旧電子帳簿保存法規則 3⑤三）。
- ニ 検索要件について、検索項目を取引等の年月日、取引金額及び取引先に限定されるとともに、保存義務者が国税庁等の当該職員の質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることとする場合にあっては、範囲指定及び項目を組み合わせ設定できる機能の確保は不要とされました（電子帳簿保存法規則 2⑥六）。

(3) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度

電子取引（取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいう。以下同じ。）の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、次の見直しが行われました（電子帳簿保存法規則 4①二）。

- イ タイムスタンプ要件について、付与期間を上記(2)ロの見直し後と同様の期間とされました。
 - ロ 検索要件について、上記(2)ニと同様の措置が講じられることに加え、判定期間(注)における売上高が 1,000 万円以下である保存義務者が上記(2)ニの求めに応じることとする場合にあっては、検索要件の全てが不要とされました（電子帳簿保存法規則 4①）。
- (注)「判定期間」とは、個人事業者にあつては電子取引が行われた日の属する年の前々年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間をいい、法人にあつては電子取引が行われた日の属する事業年度の前々事業年度をいう。

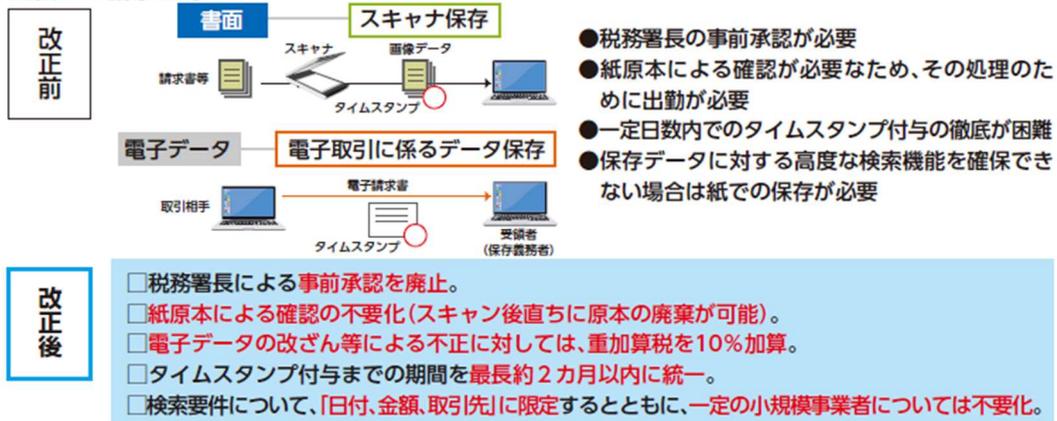
(4) 国税関係書類に係るスキャナ保存制度並びに申告所得税、法人税及び消費税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度

国税関係書類に係るスキャナ保存制度並びに申告所得税、法人税及び消費税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、次のとおり電磁的記録の適正な保存を担保するための措置が講じられました。

- イ スキャナ保存が行われた国税関係書類の保存義務者又は申告所得税、法人税及び消費税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務者のその電磁的記録に記録された事項に関し、隠蔽し、又は仮装された事実に基づき期限後申告若しくは修正申告又は更正若しくは決定等があった場合には、その記録された事項に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税の額については、通常課される重加算税の額に当該申告漏れ等に係る本税の 10%に相当する金額を加算した金額とされます（電子帳簿保存法 8⑤）。
- ロ スキャナ保存が行われた国税関係書類の電磁的記録並びに申告所得税及び法人税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、次のとおりとされました。

- (イ) スキャナ保存が行われた国税関係書類の保存義務者は、上記(2)ロからニまでの見直し後の要件を含めた保存要件を満たさない電磁的記録についても、保存しなければならないこととされました（電子帳簿保存法4③）。
- (ロ) 申告所得税及び法人税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務者が行う当該電磁的記録の出力書面等の保存をもって当該電磁的記録に代えることができる措置は、廃止されました（電子帳簿保存法7）。
- (ハ) 上記(2)ロからニまで又は上記(3)イ及びロの見直し後の要件を含めた保存要件を満たさない電磁的記録については、国税関係書類等と扱わないこととされるとともに、災害その他やむを得ない事情により、当該保存要件に従って当該電磁的記録の保存をすることができなかつたことを証明した場合には、その事情が生じた日以後については、当該保存要件は不要とされました（電子帳簿保存法規則2⑧）。

受領する請求書等



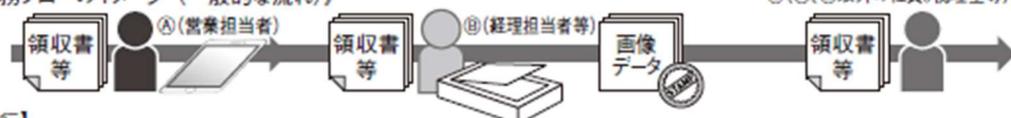
(財務省資料より)

スキャナ保存制度の要件緩和及び不正行為に係る担保措置の創設

紙の領収書等に代えてスキャナ画像を保存することができる制度（スキャナ保存制度）については、ペーパーレス化を一層促進する観点から、手続・要件を大幅に緩和するとともに、電子データの改ざん等の不正行為を抑止するための担保措置を講ずる。

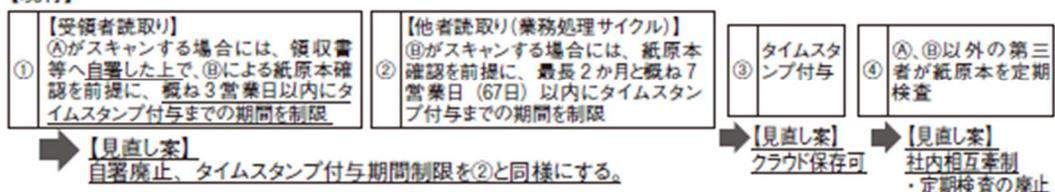
	現行	見直し案
①	○ 取引先から受領した領収書等についてスキャナ保存するためには、事前に <u>税務署長の承認が必要</u> 。	○ <u>承認制度を廃止</u> し、スキャナ保存利用上の事務負担を削減。 (※) 要件違反のスキャナ画像を税法上の保存書類として扱わない(宥恕あり)取扱いとする。
②	○ 原本とスキャナとの同一性を担保し、改ざん等を防止する観点から以下の要件が存在。 ・領収書には受領者が自署 ・経理担当者がスキャンする場合は最長約2ヶ月以内にタイムスタンプを付与(営業担当者がスキャンする場合は概ね3営業日以内) ・紙の原本とスキャナ画像とが同一である旨を社内や税理士等が <u>チェック</u> (社内相互牽制・定期検査)	・領収書への自署は <u>廃止</u> ・タイムスタンプ付与までの期間は <u>最長約2ヶ月以内に統一</u> (電子取引も同様) ・訂正・削除履歴の残るクラウドに最長約2ヶ月以内に格納する場合はタイムスタンプを <u>不要化</u> ・紙の原本とスキャナ画像との同一性チェック(社内相互牽制・定期検査)は <u>不要化</u>
③	○ 現行の要件だけでは改ざん等の不正行為を十分に抑止できていない(例:定期検査を求めても会社ぐるみの不正は防止できない)。	○ 要件を大幅に緩和する一方で、電子データに関連して改ざん等の不正が把握されたときは、 <u>重加算税を10%加重</u> (電子取引についても同様)。

〈業務フローのイメージ(一般的な流れ)〉



◎(A、B以外の社員、税理士等)

【現行】



電子取引に係るデータ保存制度の要件の見直し・保存方法の適正化

【現行】電子取引に係るデータ保存制度の検索要件

- ① 取引年月日その他の日付、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目を検索の条件として設定
- ② 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定、③ 2以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定

【見直し案】①の検索要件について、「日付、金額、取引先」に限定する

- ・保存義務者が、税務職員の質問検査権行使に基づくダウンロードの求めに応じる場合には、②③の検索要件を不要とする(電子帳簿等保存制度、スキャナ保存制度も同様)。この場合において保存義務者が売上高1,000万円以下の事業者等の場合には、全ての検索要件を不要とする。

(注) 上記の見直しと併せて、電子取引に係るデータに要件違反があった場合でも、現行、電子データを書面で出力して保存することが認められているが、申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引に係るデータの出力書面について、税法上の保存書類として扱わない(宥恕あり)こととする。

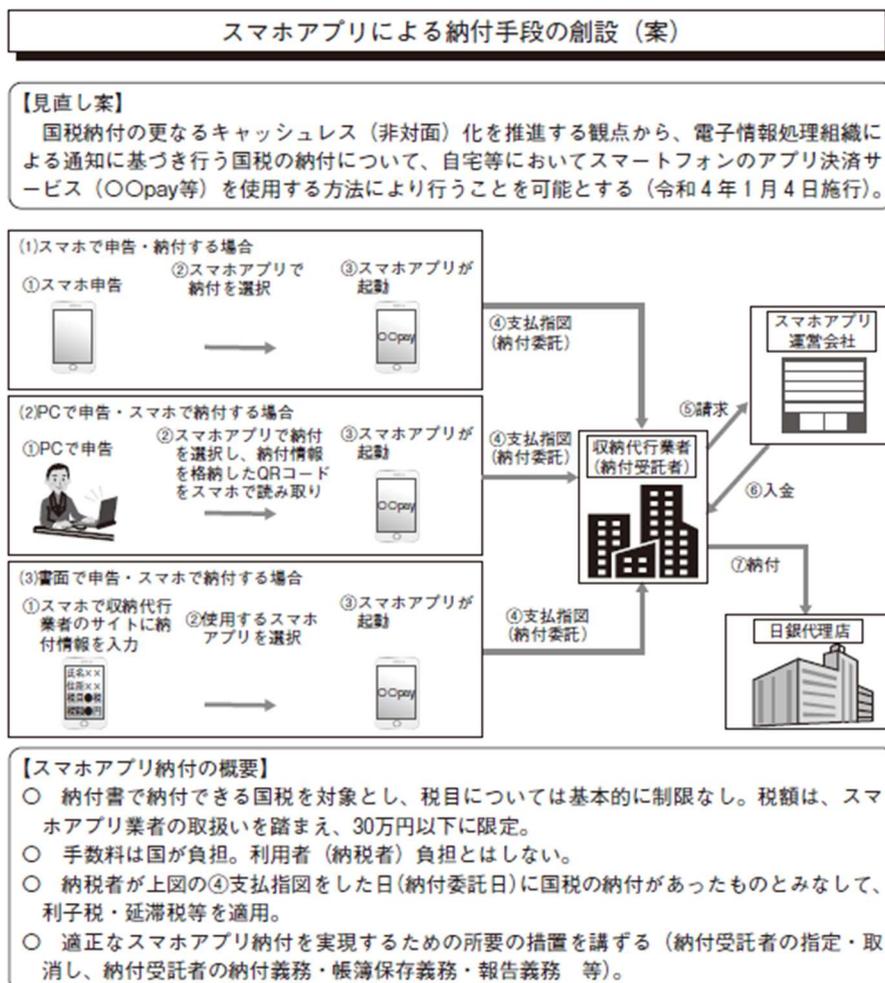
(財務省資料を一部改変)

円滑な申告・納税のための環境整備

1 スマートフォンを使用した決済サービスによる納付手続（創設）

国税の納付手続について、国税を納付しようとする者が、その税額が30万円以下であり、かつ、その者の使用する第三者型前払式支払手段による取引等によって決済することができる金額以下であって、インターネットを利用して行う入力により納付しようとする場合には、国税庁長官が指定する納付受託者に納付を委託することができることとされます（通則法34の3①二、同規則2①三（令和4年1月4日から施行））。すなわち、スマートフォンを使用した決済サービスを利用した納付（スマホアプリ納付）が可能となります。

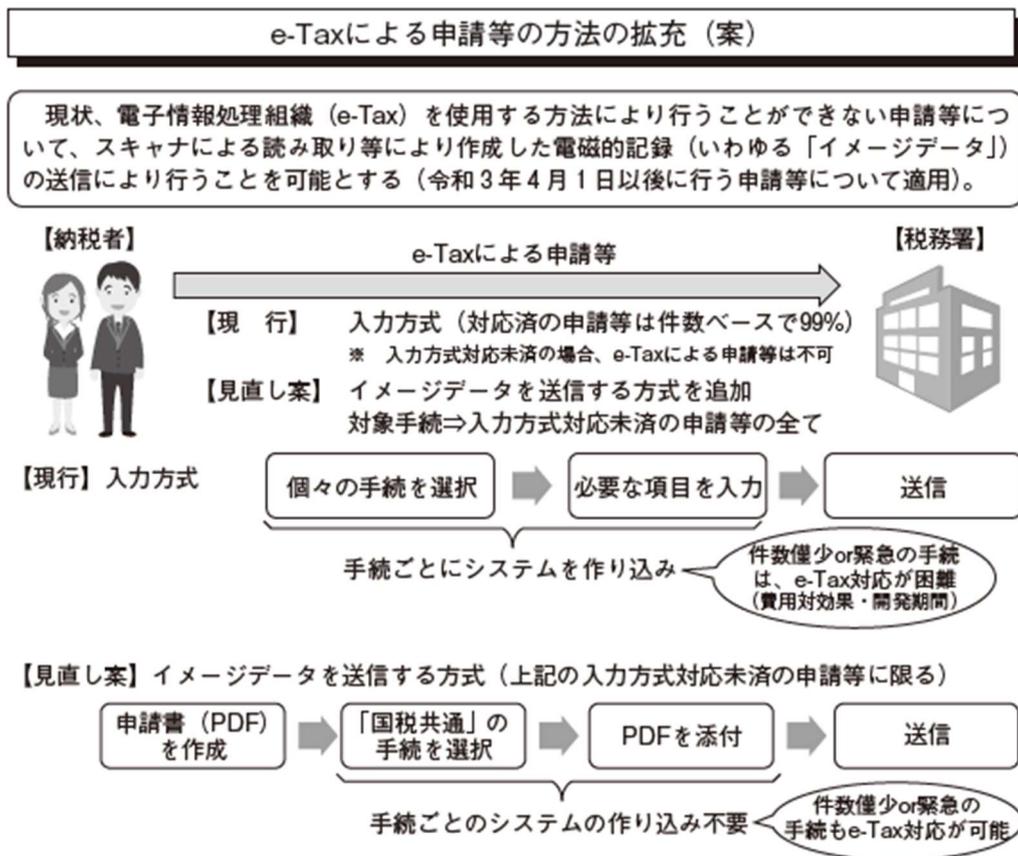
この場合において、納付受託者が国税を納付しようとする者の委託を受けた日に国税の納付があったものとみなして、延滞税、利子税等に関する規定を適用するほか、納付受託者の納付義務、帳簿保存義務、納付受託者の指定の取消し等について所要の措置が講じられました。



（自民党税制調査会資料より）

2 e-Taxによる申請等の方法の拡充

税務署長等に対する申請等で電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）によりその申請等に係る書面に記載すべき事項を入力して送信することができないものについて、書面による提出に代えて、スキャナによる読み取り等により作成した電磁的記録（いわゆる「イメージデータ」）を送信することにより行うことができることとされます（国税関係に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（国税オンライン化省令）5②）。



（注）政府全体として行政手続のデジタル化の推進を図る観点から、上記と併せて、e-Tax とマイナポータル等のシステム連携による申告利便等の更なる向上に取り組む。

（自民党税制調査会資料より）